

平成28年第1回京丹波町議会定例会（第3号）

平成28年 3月 9日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 坂 本 美智代 君

2 番 東 まさ子 君

3 番 森 田 幸 子 君

4 番 篠 塚 信太郎 君

5 番 山 田 均 君

6 番 山 内 武 夫 君

7 番 山 下 靖 夫 君

8 番 原 田 寿賀美 君

9 番 山 崎 裕 二 君

10 番 村 山 良 夫 君

11 番 岩 田 恵 一 君

12 番 北 尾 潤 君

13 番 梅 原 好 範 君

14 番 鈴 木 利 明 君

15 番 松 村 篤 郎 君

16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町	長	寺	尾	豊	爾	君						
副	町	長	畠	中	源	一	君					
参	事	伴	田	邦	雄	君						
参	事	山	田	洋	之	君						
総	務	課	長	中	尾	達	也	君				
監	理	課	長	木	南	哲	也	君				
企	画	政	策	課	長	久	木	寿	一	君		
税	務	課	長	松	山	征	義	君				
住	民	課	長	長	澤	誠	君					
保	健	福	祉	課	長	下	伊	豆	か	お	り	君
子	育	て	支	援	課	長	津	田	知	美	君	
医	療	政	策	課	長	藤	田	正	則	君		
農	林	振	興	課	長	栗	林	英	治	君		
商	工	観	光	課	長	山	森	英	二	君		
土	木	建	築	課	長	十	倉	隆	英	君		
水	道	課	長	山	内	和	浩	君				
会	計	管	理	者	谷	口	誠	君				
瑞	穂	支	所	長	川	寫	勇	人	君			
和	知	支	所	長	榎	川	諭	君				
教	育	課	長	松	本	和	久	君				
教	育	次	長	中	尾	裕	之	君				

6 出席事務局職員（3名）

議	会	事	務	局	長	堂	本	光	浩
書	記	西	野	菜	保	子			
書	記	山	口	知	哉				

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めまして、皆さんおはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第1回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番議員・山田 均君、6番議員・山内武夫君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビ撮影・収録を許可したので報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、坂本美智代君の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） 改めまして、皆さんおはようございます。

それでは、ただいまから平成28年第1回定例議会における、私の一般質問をいたしたいと思っております。通告書に従いまして、次の3点について、町長と、そして教育長にお尋ねをいたします。

まず1点目には、介護保険制度について、町長にお尋ねをいたします。

自民・公明政権が2014年、平成25年の国会で可決をいたしました、医療・介護総合法に基づき、要支援1・2の訪問介護と通所介護が保険から外され、市町村の新総合事業に丸投げをされます。これは介護給付費の削減が狙いでありまして、2017年、平成29年の、つまり来年の4月からは全ての自治体でスタートをする予定としております。

国は新総合事業に先駆けて、昨年の4月から埼玉県和光市の通所介護、デイサービスですね、デイサービスの事業所をモデル事業に指定をいたしまして、新総合事業を進めた結果、要支援サービス利用者の4割の方が、これまでのサービスを受けられなくなったとしております。

本町では、新総合事業への移行が当初予定より早まり、27年度中、今月の3月28日より実施をされることとなりました。見直し理由として、主に慢性的な介護人材不足の回避、また、27年度中に移行することによって、地域支援事業費の上限額が有利になるとして、早期に実施するとの説明を受けました。

そこで、次の点について町長にお尋ねをします。

2月の臨時議会で資料をいただきまして説明をいただきました。一つには、慢性的なケアマネジャー不足として申請手続の際、チェックリストを保健師が行うとしております。チェックリストの項目の内容はこれまでとは変わらないものなのか、またあわせて現在要支援1・2の方が現行サービスから新しいサービスに移行することも考えられるのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。それではお答えしてまいります。

基本チェックリストにつきましては、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新総合事業に移行しましても、国が示す基準に基づき、これまでと同様に25項目で評価することとなっております。基本チェックリストの内容に変更はなく、聞き取りや評価を行いますのも、これまでと同様に保健師が行うこととしております。

それと現在、要支援認定を受けておられる方は、認定更新時期まではこれまで同様の予防給付としてのサービスを受けていただくこととなります。

認定更新時に、引き続き要支援認定を受けられた場合や、認定更新を行わず、基本チェックリストの判定により、新総合事業の事業対象者に該当された場合で、現行の予防給付のうち、予防訪問介護と予防通所介護を利用される場合には、新総合事業の訪問介護現行相当サービス・通所介護現行相当サービスを利用いただくこととなります。また、通所型サービスAのミニデイサービスなどをご利用いただくことも可能となります。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） チェックリストの項目はこれまでと同様ということであります。

それぞれの利用者の方にとっては認定申請時期がそれぞれ変わってくるわけではありますが、

そのときに保健師による聞き取り等によって要支援1・2と、またそのサービスの移行が変わってくるわけではありますが、現在要支援の1・2の方は何人おられるのか。26年度の決算の概要では、要支援の1・2の方は195人ということで載っておりましたが、今現在の時点でどのぐらいの方が要支援1・2となっておられるのか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 2月末の状況でございますが、要支援1・2に認定されておられる方は190名でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 190名ということは、ほとんど横ばいと見ていいかと思うんですけども、先ほど埼玉県の和光市の事例をちょっと言わせていただきました。このチェックリストをどう見るかによって、その判断によって、サービスがこれまでどおりのプロによる現行サービスが受けられるのか、それとも先ほど町長から答弁いただきました、通所型サービスのAですね、これはいきいきサロンとかそういった、おいデイとか、そしてまた通所型のサービス、すこやか体操、そういった方向に移るということで、その和光市の例は、やはり申請の際にそっちのほうに、極端に言いましたら、現行のサービスよりもそういった安いほうの、安上がりのサービスって言っていいものかわかりませんが、そういった方向に多く行ったということが、結果としてモデル事業の結果として出てきているわけなんですね。これまで現行サービスで受けられたのが4割の方が受けられなくなったと。そういったことが出てきたということではないかと思えます。

これまで、昨年12月議会、私もこのことに関して質問をさせていただきました。先ほども言いましたように、予防の訪問介護、通所介護を受けておられる方は、現行相当の訪問介護、通所介護のサービスということで変わりないサービスを受けられると、そういった答弁をいただきました。

しかし、今回28年度の町長の施政方針の中では、新しい総合事業へのスムーズな移行に向けて、丁寧な説明に努めるとだけなっております。このことだけを見ましたら、少し言葉が足りないと言われたらそうなるかもわかりませんが、後退しているように受け止めたわけですが、その点はどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 枠組みを変えるわけでございますから、全ての利用者さんといいますか、現在介護予防事業等をご利用いただいている方にも、その仕組みを説明させていただいております。例年どおり年に1回の状況確認調査を、今ちょうどこの3月の時

期にさせていただいておりますので、その中でもしっかりとご理解いただくということを、この所信表明といえますか、のほうに記載させていただいているところでございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） この間、2月の臨時議会のときにこの資料をいただきまして、説明をいただいたわけなんですけど、その中で要支援1・2の方のサービスが訪問型サービス、通所型サービスに移行すると書いてありました。現時点では、それぞれ要支援1・2の方30人、30人がそれぞれ訪問やら通所の介護を利用されておりますが、今後この利用者数の推移というのはどのように見ておられるのか。先ほどもくどいほど言いましたが、和光市のこともありますので、その推移としてはどのように見ておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 推移としては、そう変わるものはないのではないかと考えております。予防給付を受けておられる方を、全てこれまでの介護予防事業へ移行させようという思いではございませんので、必要な方には専門職による現行相当サービスが提供できるように、それは十分ケアマネさんがプランを立てる際に、利用者さんのご意向を確認して、意向だけではなくて、真に必要なサービスであるかどうかを見きわめていただいて、プランに上げていただけるものと考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、課長が言っていたように、やはり必要なサービスはきちんと受けていただくということを信念を持って、していただけるのではないかと考えておりますけれども、予算枠の中で行うということでありましたが、その予算枠内に収めようとするのか、それともサービスを提供するに当たって、やはり今後そういった予算を外れた場合、その点はどのように考えておられるのか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 現時点でどういう対応をできるか、決まっておりますけれども、状況を見て検討をしていく必要はあると考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） さきの、なかなかこういった相手があることですので、一応予算はとってはおられると思うんですけど、やはり変わらないサービスを提供するとなれば、もし不足した場合、一般財源を投入してでもサービスを提供するべきではないかと思いますが、その点お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 現在のところ、そこまでの検討には至っておりませんが、状況を見てまた検討していきたいと考えます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 検討していないということではありますが、やはりそういうことも先持って考えておくべきであるということをお願いいたします。

次に、地域との助け合いで、住みなれた地域で1日でも過ごしたいというのは誰もが願うものでありますが、そうしたいとも思いますし、もちろん。しかし、それによってはボランティアに大変お世話になるわけですが、ボランティア支援というのにも限りがあるわけです。やはり、今私たち、若い方がこういったことに、ボランティアに携わる方がどんどん減ってきているのが現状やと思います。私の周りを見てもそうでありまして、そういったボランティアに対する人材の確保というの、もちろん急務ではありますが、この先の見通しをどのように見ておられるのかお伺いします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） ボランティアにつきましては、全てボランティアでということではないと思うんですけども、社会福祉協議会と連携して、ボランティアの育成については、町としてもかかわっていく必要がございますし、既に一定の助成、補助事業等でお願ひしているところでございます。

高齢者の方自身もこういう支え手側になっていただくような仕組みといたしますか、もう既にそれも十分本町ではやっていたいただいておりますので、そういう形で継続していただければと考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） それでは、二つ目に介護士の不足についてお尋ねをいたします。

今、介護に携わる人材不足から施設を縮小したり、閉鎖に追い込まれている事業所が増えてきているとお聞きします。本町においても募集の広告など目にいたしますが、本町の事業所内での不足人数の把握はされているのか。また、何人ぐらい介護士の不足があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 町内の事業所さん、ヒアリングをさせていただいたところ、ちょっと具体的な数字は現在持ち合わせておりませんが、やはり確保には困難があるというふうな状況でございます。告知放送等でも随時募集をされておりますし、具体的

に今何人ということは伺ってはおりませんが、継続した確保に努めておられるという状況かと思えます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 不足している状況というのは十分把握されておりますが、人数がどうかということは、まだしっかりと把握していないということではありますが、やはりこうした小さい町ですので、しっかりとそのことは把握しておくべきかと、その不足に対する対策のことにしても、やはりそのためにも把握するべきだと思いますので、ぜひその点はしっかりと事業所等に聞き取りをして把握しておいていただきたいと思えます。

そして、介護人材不足の要因というのをどう見ておられるのか、何が原因であると考えておられるのか、その点をお伺いします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 一般的には報道もされておりますように、処遇の問題があるかと思えます。また、その職場における働きがいといいますか、そういう意欲的な思いが継続できるかどうかというところが、大きな課題ではないかと思っております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、課長に答弁いただいたように、まさにそのとおりのことと思うんですけども、まずこの打開策というのを、やはり国が引き下げた介護報酬ということ、これを上げることではないでしょうか。昨年の4月から平均引き下げ幅が4.48%、過去最大であります。その結果、経営難から事業所の縮小や閉鎖などが全国で起こっているわけがあります。

例を挙げまして、福知山のある事業所での聞き取りであります。約7%の減収になったと。役員報酬や管理職の報酬の引き下げでしのいでいる。また、隣の綾部の事業所では、介護報酬のカットをカバーするには、職員へのしわ寄せしかない。介護現場では実際こうした声しか聞かないんです、聞こえてこないというのが状況であります。

低賃金だから人材が集まらない。人材が不足となれば縮小しかない。そうなれば施設に入所したくても制限がされる。つまり、悪循環となっているんです。無理に人材を集めようとするれば、十分な研修を積まない職員を採用することとなり、最近では川崎市のむごい事件がありました。このようなことが起こり得るわけがあります。

また、別の仕事を解雇されて、不本意ながら介護の仕事をしている方も多いとのことでもあります。

安倍総理の言っている、介護離職ゼロとは正反対のことが全国で起こっているわけであり

ます。それこそ絵に描いた餅ではないでしょうか。

町長も介護現場が置かれている状態も把握されていると思いますが、本町の介護職員の状況を見ておられてどう思われておられるのか、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） よくみんな、献身的に努力をさせていただいているというふうに見ております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 努力をさせていただいているということではありますが、それはちょっと少し町としても、もう少し本腰を入れて努力をさせていただいているというよりも、やはり町としてもしっかりと補助するというか、そういった考えもすべきじゃないかと思います。

その点、次のことを質問いたします。

今、人材不足の解消に向けた対策として、独自の施策が取り組まれている市町村があります。昨年の12月議会でも、私、少し触れさせていただきましたが、何件か取り組みをしておられる市町村の例を紹介したいと思います。

隣の綾部市では、介護福祉士育成するためへの修学資金を2年間、最大120万円を貸し付けし、その後、3年間綾部市の施設や事業所で働けば、この修学資金の返済を免除するということでもあります。また、市内の介護施設や事業所で働く場合、家賃の一部を2年間補助する。また、舞鶴市、そして京都府においても無利子で修学資金の貸し付けも行っております。

少し遠くなりますが、鳥取県日南町、議員も視察に行かせていただいたところでありますが、介護福祉士養成施設で2年間学んで資格を取得後、町内に移住をして町内の介護福祉事業所で働くことを条件で、入学金や授業料が免除をされ、2年間で最大200万円の修学金を出しておられます。

それぞれ一定の要件はもちろんも設けておられますが、本町もやはり施設任せではなく、町独自の支援策を設けて、人材確保に努めるべきと考えますが、その点、町長にお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） よい施策だというふうに受け止めます。京丹波町では、今それは考えていなくて、介護福祉士育成修学支援制度などの人材育成にかかる支援策につきましては、京都府等において同様の制度が設けられておりますので、現在のところ本町独自の制度の創

設は予定していないということです。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） もちろんよい施策ではあります。しかし、それにおいてもなかなか人材が不足するわけですから、それぞれ町独自で政策を、こうした施策をしているわけですから、やはり本町としても、そういった町独自の施策をするべきであると思います。今後の課題として、もちろん考えていただきたいことを申し上げます。

三つに今回の新総合事業への移行に対して、事業所との話し合いがされたとお聞きしましたが、介護現場からはどのような意見が出されたのかお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新総合事業への移行に向けた事業所との面談においては、移行時期を早めることに対して戸惑われる事業所もあったわけですが、移行によって利用者の選択肢が増える点や、早期移行によって地域支援事業費の上限額が一番有利になる点などにつきまして、一定のご理解をいただくことができました。

また、一番に利用者の皆さんが混乱されることのない移行を目指すということにつきましては、いずれの事業所からも賛同を得られております。

新総合事業への移行につきましては、本町においては、これからがスタートであり、介護現場の方々と意見交換の場を持ちながら、緊密に連携を図るとともに、地域包括ケア推進委員会に参画をいただいている各種団体などとも連携して、よりよい新総合事業の展開につながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） もちろん戸惑った事業所もおられると思います。半年以上早くなったわけですからね。先ほど移行によってはいろんなサービスが受けられるというよい利点をおっしゃいました。これまでそれぞれの事業所等でサービスを受けられていたわけですから、そういった事業所、それをおいデイとかそういったほうに振り分けた場合、事業所の収入が減るということは考えられないのか、その1点をお伺いします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 新総合事業の通所型Aサービスについては、一部委託金額の見直しもお願いしております。国が定める予防給付の単価を上回らないことということで、そこの部分では一部事業所さんのほうにご理解をいただく点がございましたが、その点についても事業の概要に基づきまして、ご理解をいただいたところでございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） それでは2点目に、町営住宅についてお尋ねをしたいと思います。

一つに、まず町営住宅における各団地の入居状況はどうかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町営住宅の団地別入居状況につきましては、丹波地域の公営住宅、新田団地、上野団地、北垣内団地、西階団地について、管理戸数26戸のうち入居戸数は25戸、特定公共賃貸住宅の蒲生野団地については、管理戸数24戸のうち入居戸数は11戸となっております。

瑞穂地域の公営住宅、桧山団地、三ノ宮団地については、管理戸数11戸のうち入居戸数は11戸、特定公共賃貸住宅、質美団地については、管理戸数8戸のうち入居戸数は4戸、特別賃貸住宅の下大久保団地については、管理戸数1戸のうち入居戸数は1戸となっております。

和知地域では、公営住宅の小畑団地、本庄木ノ上団地、大倉団地について、管理戸数59戸のうち入居戸数は48戸、特定公共賃貸住宅エスポワールわち、本庄若宮団地、本庄木ノ上団地、大倉団地については、管理戸数23戸のうち入居戸数は21戸、特別賃貸住宅の本庄馬森団地、本庄木下団地、篠原団地、篠原石仏団地については、管理戸数13戸のうち入居戸数が8戸となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） すぐにはちょっと計算ができませんので、ちょっと通常の空き家は何戸になっているのか、課長、お答えいただきたいのと、26年度の9月にこのことについては私、質問もさせていただきました。その中で、そのときには震災支援住宅と、そして政策空き家住宅というもののストックがそれぞれ答弁がありましたが、今それはないのかどうかお伺いします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 全体のうち、政策空き家としては13戸ございます。震災の支援住宅として5戸のストックを持っております。

したがって、通常の空き家は現時点で18戸ということになります。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、答弁いただきました。通常の空き家が18戸、26年度のとき

は13戸でしたね。これが今は18戸と5戸増えていると。そして政策空き家が26年度のときには11戸でしたのが今度は13戸と、これも増えております。震災の支援住宅は5戸ということで同じであります。

二つ目に、この空き家の中で一番最長で空き家となっている期間というのはどの団地なのか、そしてどのくらい空いているのか、空き家として年数はどのくらいあるのかお伺いします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 政策空き家としておりますのは、もう既に耐用年数を過ぎたものなり、健全な状態でお貸しすることができないということで、用途廃止の手続を進めるべく住宅ということで、募集停止のほうをしておりますので、その部分については把握しておりませんが、質美団地の1号棟が24年2月からの空き家となっておりますので、4年少しの間、通常の空き家状態にあると認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 質美の、それは1戸だけですか。4年間空いているというのは、1戸だけですか。わかりました。

先ほど政策空き家というのが13戸ということは、老朽化になって募集を停止しているというのであれば、やはり早いうちにきっちりと段階を踏んでしないと、ただ空き家ばかり増えているように感じられるわけですから、その点をしっかりと進めていっていただきたいと思っておりますのと、それ以上建て替えをするというような計画はあるのか、その政策空き家をね。そういうことは考えておられるのか、おられないのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 現時点では、建て替えの計画は持ってありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 先ほど、通常の空き家が18戸ということで答弁いただきました。26年度のときは13戸で全てが特定公共賃貸住宅でありました。この、先ほど答弁いただきました18戸というのは、特定はどのくらいあって、公営住宅ですか、それはどのくらいあってという、その18戸の詳細をお願いします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 特定公共賃貸住宅につきましては、51戸のうち36戸が入居されておりますので、15の空き家ということになりまして、そのうち4戸を震災の支援住宅に当てておりますので、11戸が通常の空き家ということになります。

公営住宅につきましては、3戸が今空いている状態でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 以前、質問させていただいたときに、一定平成21年に法改正をされまして、公営住宅の家賃の見直しをすることとなりました。しかし、本町にとっては空き家もありますし、また特に特定公共賃貸住宅、特公賃のほうがほとんど空き家となっていることでもあります。

先ほど、15戸のうち4戸はそういった震災のために空けているんやということですが、やはり特公賃の場合、一定の国の補助金を受けて建設をされております、それぞれの住宅もね。一定の縛りはあるかと思いますが、そういった補助金適正化法というのは何年であるのか、そして特に質美なんかも20年は経っていると思うんですよね。最初、平成7年と平成8年に建てていると思うんです。そうならばもう20年経過しているわけですから、住宅としてもやはり価値は下がってきているわけですから、家賃だけそのままというのはなかなか入らないと思うんですよね。そういった適正化法のそれは大体何年で見直しをできるのかどうかお伺いしたいと思います。

以前にもお聞きしましたが、なかなかそのときの町長の答弁は、やはりそういった空き家になっているというのは、賃料が影響しているのかどうか調べたいという答弁もありました。その後調査はどうされたのかお伺いします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 適正化法の関係はちょっと僕、今持っていませんけど、多分8年やったというふうに記憶しているんですが、ただ家賃の決定段階では補助金とあと町のほうからの一般財源を充てております。その関係で、償還を含めた計画をもって家賃のほうは決定されておりますので、一定、償還を考慮した家賃になっているというふうに認識しております。

あと、調査の関係なんですけど、28年度に長寿命化計画の修繕の計画をしております。その関係で、今後現在の住宅のほうを維持していくのに、何年で幾らほどかかるというような金額のほうを算定していきたいと思います。その関係と、あと木造住宅の場合は耐用年数が30年ということになっておりますので、質美団地でしたら現在20年経過しております。

あと10年ということになります。

そういった関係も含めまして、現在、京都府のほうと家賃の変更について、どういうふうにしていったらいいのかということを検討させていただいております。近隣に民間の住宅、町内に民間の住宅がございますので、公共の住宅ですので、民間の事業のほうを圧迫しないような家賃の設定というのは、もう義務づけられておりますので、民間の家賃を考慮しながら、どういうふうに変更できるかということ、今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、それぞれご答弁いただきまして、空き家で置いておけば置いておくほど修繕費もかかるわけでありまして、なかなか風を通すというのも、私を知る限りでは通していないんじゃないかなということをお見受けします。最近ちょっと草引きはしていただきましたので、見た目はよろしいんですけども、先ほどの特公賃の場合、補助金の関係で一定の償還を含んで家賃を決めているということと、府とも協議をしているということでありまして、これ平成15年と大変古いんですけどね、平成15年の決算検査報告というものの中に、特定優良賃貸住宅供給促進事業の実施についてというのがあります。その中を見ましても、やはり特公賃の空き家状況について、問題視されているわけですね。

やはり民間の今これだけ社会状況も変わってきてまして、不況になってきていることもありまして、なかなか入らないということもありますし、そういうことを考慮して、先ほどもおっしゃいましたが、公営住宅よりも安くするわけにもいかないの、やはりそういった周りを見た上で、見直しをするということが15年のこれに出ているわけなんです。

そやから、やはり先ほども言いましたように、しっかりと見直ししようと思えば、考えればできるはずなんですよね。これから特に自主財源が、施政方針の中でも自主財源が乏しいわけでありまして、住んでいただければ、やはりこれはほんまのただの物になります。住んでいただいてこそ価値がありますので、町営住宅は。そのことも考えて、ぜひそういう方向に考えていただきたいと思っております。

また、先ほど私、介護保険制度の質問の中で、介護福祉士の人材確保で提案をさせていただきました。本町で働いていただく条件の中に、やはり町営住宅に入居していただき、家賃補助をするようなことも考えてはどうでしょうか。そうすれば空き家を活用することもできますし、人材確保もできるのではないのでしょうか。町長にお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 全て需要があったら満たされるというふうに思っておるんですけど、

そういう住宅についても事業者のほうから、こちらからも働きかけはしますけれど、事業者のほうから相談があれば積極的に対応するという事に尽きると思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 先ほどから、私この介護保険のことで、事業者のほうから相談があればということじゃなくして、やはりこちらから提案すべきやと思うんですよね。住んでいただいて、そして町営住宅を活用していただく、このことも大事なことであります。私、人任せのような感じがいたしますので、ぜひもっと提案をしていただいて、町のほうから発信をしていただくことをお願いしておきます。

最後に、教育問題について教育長にお伺いをいたします。

昨日の新聞報道で、広島県で中学3年生の男子生徒が自殺をしたといった記事が載ってありました。その時点では、原因がいじめかどうか確認はされておりましたが、3カ月間というものの、公表はされていなかったことが大変疑問視されております。

けさのテレビ等の報道を見ましたら、学校等の不手際によって進路が閉ざされた、悲観的になったというようなことをテレビでは見ましたが、やはり子どもたちにとっては、中学生3年生といったら、高校入試というのは、大変将来を左右するものであります。

大変残念なことでありますので、やはりこうした遺族からこういった高校入試の時期ということもあって、控えておいてくれという要望があったとはおっしゃいますが、やはりこのことが後から出るにしても、やはり教育委員会なり、学校に物すごく不信感を抱くわけでありますが、本町はそういうことはないと思いますけど、やはりそういうことも、本当に残念な事件があったと思います。

本町においても入試も終わり、結果を待っている生徒や保護者、そして先生方は落ちつかない時期であろうかと思えます。全生徒に満開の春になることを願っております。

そこで教育長にお尋ねしたいと思います。

一つにはいじめについてであります。この問題はなかなかなくなる大きな問題であり、なくすことは本当に難しいのではないかと考えます。本町はいじめ行為の未然防止に対する対策についての提言や、いじめ行為に適切に対処するために必要な助言をいただくため、京丹波町いじめ防止対策推進委員会を設置をされて、そしていじめ防止等のための対策を総括的かつ効果的に推進するために、京丹波町いじめ問題対策連絡協議会を開催をいたしまして、12名の委員の方で構成をされております。いじめの現状や交流に取り組みまれたとお聞きいたします。

初日の一般質問でも、山崎議員からもハイパーQ-Uアンケートですか、その実施などの取り組みの内容の質問もあったところではありますが、私からも質問をしたいと思います。

今現在、いじめ等による不登校の、いじめだけではないんですけれども、不登校の児童生徒はおられるのかお伺いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 広島の子供の事件の件についても指摘がありましたように、本当に悲しい事件だと。報道によれば、それが学校の指導の不適切さによるものというふうな報道がされ、もしそうであるとすれば、これは本当にあってはならないことというふうに、私もそのニュースを聞いて感じております。

いじめに関して不登校の関係であります。現在不登校について調査していますが、直接的にいじめが原因と思われるものについては、学校からはそういう報告は受けておりません。

もちろん不登校の生徒はおりますが、いじめとの関係においては、直接的に学校からそういう報告は受けておりません。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 学校等からは、いじめが原因という不登校の子はいないということですが、先ほどにも言いましたが、いじめは多少なりともあるのではないかと思います。学校への聞き取り調査で、なかったことを学校の評価とするのではなくて、いじめの問題に向かい合ったこと、前向きな姿勢を評価するべきではないかと私は考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今、議員からご指摘がありましたように、現在、いじめ状況調査を実施しておりますが、従前、その調査件数が多いとその学校の生徒指導の状況が適切ではないのかというような、そういう受け止めもされることもありまして、どちらかと言えばそれを抑制的に捉えるという向きがありました。この間さまざまないじめに関する実証も出ておりますので、文科省においても子どもたちが心身に苦痛を感じるものは全て調査と件数として上げるようにというふうに捉える、現在そういう点では京都府は全国的にも認知件数は非常に高い状況でもあります。京丹波町の小中学校においても、いじめの認知件数は前年度よりも、26年度よりも大幅に増えております。そのことは、学校の取り組みがより丁寧に行われたというふうに私は評価しております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 大変、ないというよりもあって当たり前という考えで、やはりどんな小さなことでも取り上げるということがもちろん大事でありまして、今後、そういったいじめ問題の対策連絡協議会、そういったものを開催しながら取り組まれると思いますが、今後、そういった連絡協議会なんかは年に何回とか、そういうペースでははるのか、もちろん問題があったときには、その際すぐに対応されると思いますが、今後の取り組みをお願いします。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 平成27年度につきましては、いじめ問題対策連絡協議会、2回開催させていただいたところでございます。28年度についても2回ということで予定しておりますが、議員がおっしゃるとおり、いじめ問題に関する事件等、あってはならないことですが、そういう重大なこと等々起こりますと、回数に関係なく開催させていただくということとしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） それでは、二つ目には食物アレルギーについてお伺いしたいと思います。

本町では食物アレルギーを持っている児童生徒への対応として、学校給食において除去食を提供して、安心して給食をいただいております。しかし、食材により友達と同じものが食べられないことや、おかわりの際に、先生方は細心の注意が必要であります。

大阪府門真市のある保育園では、アレルギー食に対して代替食品を使うことで、全児童が同じ給食を食べ、おかわりの際の先生の負担も軽減されているということはテレビで見ました。それぞれの児童生徒によるアレルギーを発症する食材はあろうかとは思いますが、例えば小麦のかわりに米粉を使うなど、そういった牛乳のかわりに豆乳、コンソメのかわりに昆布だしと、そういった代替食材でしているということをお聞きしましたが、やはりこういったことも本町においてもできないものかどうか、やはり調査をして研究をしていただけないかどうかをお伺いしたいと思います。

また現在、食物アレルギーを持っている児童生徒は何人ほどおられて、またこの近年、やはりそういったアレルギーを持っている児童生徒は増えてきているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 学校給食における食物アレルギー対応でありますけども、町内の給

食におきましては、調理後の風味、あるいは食感を考慮の上、可能な限り食物アレルギーの原因となるアレルゲンを含まない食材を選定し、全ての児童生徒が同じ給食を食べることができるように、そういう献立づくりに努力をしております。

ただ、献立によっては、代替の食材が難しいものも一部にもありますので、その際はアレルゲンを除いた除去食の提供、場合によっては自宅からの代替食を持参いただくということも含めて、対応を現在しております。

指摘のありましたように、今後とも可能な限り全ての児童生徒が同じ給食を食べられるように、献立の工夫、食材の選定に引き続き努力、研究をしていきたいとそうように思っています。

ちょっと数については次長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 私のほうから、アレルギー対応している児童数についてお答えさせていただきます。

現在、平成27年度現在におきまして、小学校で27名、中学校で13名、計40名の何らかのアレルギー対応をさせていただいております。この中には、牛乳を飲めないという対応の児童も含まれております。また、人数のほうですが、近年、やはり増加傾向にはあります。大きく増加しているものではありませんが、児童数が減る中で率としては上がってきておるといところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 給食のほうでそれぞれ栄養士さんなり現場の方が努力をされているのは重々わかっております。今、教育長が答弁いただいたように、できるだけ皆が同じような物が食べられるように、今後調査をして研究をしていただきたいと思います。

今、多様化しているいろんなものの組み合わせによってアレルギー反応を出すものもたくさんありますので、大変難しいかとは思いますが、ぜひ努力をお願いしたいということと、だんだんと年々増えて、児童数の割には率が上がっているということでもあります。これは子どもたちというか、私たちの生活の周りに、そういった食材に対するいろんなものが、添加物が入っているということは大きな問題でもあります。これはなかなか難しいことではあります。ぜひまた今後、そういった方向に努めていただきたいと思います。私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

次に、山下靖夫君の発言を許可します。

山下君。

○7番（山下靖夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

私は、平成28年第1回京丹波町定例会におきまして、通告書に従いまして質問を行います。

一つは、私は京丹波町人口ビジョン、また創生戦略について、二つ目に人口減少について、三つ目に教育関係について、3項目について質問を行います。

しかしながら、一昨日の質問の中で、人口ビジョン、創生戦略、須知高等学校の問題、小学校の統合の件及びバス通学費の無料化の件などの質問がございまして、本日、重複する質問になる点をお許し願いたいと思います。

まず初めに、京丹波町人口ビジョン、創生戦略についてお尋ねいたします。

我々議員は、27年12月の定例会において、京丹波町人口ビジョン創生戦略の資料をいただき、簡単な説明を受けました。一方町民向けには、広報京丹波ナンバー122、12月号が各戸配付されまして、その中に京丹波町の人口ビジョン、創生戦略が掲載されておりました。

表紙をめくりますと、京丹波町人口ビジョン、人口1万人を維持へという文字が目飛び込んできました。国では少子高齢化の時代に入り、平成20年に1億2,808万人をピークに人口減少に向かっていると報じていましたが、お互い関心を持っていなかったのではないかと思います。

人々が子どもを産まなくなれば社会は縮む、誰にでもわかる簡単な理屈であります。とはいえ、その深刻さを知る人はどれぐらいいたでしょうか。

平成合併で京丹波町が誕生したときに、人口が1万7,929人、これは平成12年の国勢調査であります。10年後の平成22年の将来人口目標が2万4,000人でありましたが、平成22年の人口が1万5,732人であり、2,200人も減っております。

合併以前から旧町においては定住対策に努力してきたが、逆に8,700人ものが減少してしまったのです。人口ビジョンでは、24年後の2040年には趨勢人口、このまま何もなかった取り組みなんです。8,706人となっております。そのところを1万人に維持しようと言われておるんですね。24年後には合併当時の半分以下の人口になるシミュレーションになっております。

野村総合研究所顧問で増田寛也氏が日本創成会議で消滅可能性都市のリストは各方面で大きな波紋を呼びました。政府も初めて2060年に1億人という人口目標を設定し、一昨年

の9月に内閣官房にまち・ひと・しごと創生本部が設立され、石破茂地方創生大臣が誕生しました。

昨年度は全ての市町村に地方版人口ビジョンと総合戦略策定の努力義務が課せられたと理解しています。

昨年年第1回定例会において、町長に消滅自治体について見解をお尋ねしましたところ、もうそんな全然そういう後ろ向きというか、暗いというか、京丹波町だけは立派に生き残ってよそからもよい町やなということで来てもらえる町にとお答えをいただきました。

地域の将来を考えると、必ず把握しなければならないのは、人口動態であります。地域の経済、社会は今後人口動態に強く影響を受けると言われております。今回事務方が人口減少について正確な分析をまとめていただいたのは、京丹波町人口ビジョンではないかと思えます。

大変前置きが長くなりましたが、町長自身、この人口ビジョンをどのように受けとめていただいているか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、議員さんから正確な人口ビジョンというて評価してもらったんで、私も同じように高くこの人口ビジョンについて評価しているということであります。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） それでは、次に創生戦略についてですが、創生戦略の基本理念として、日本のふるさと。自給自足的環境社会・京丹波として、その柱にしごとづくり、安心づくり、ひとづくり、ひととモノの流れについて述べられております。それからまた日本のふるさと創生へ京丹波町創生戦略、住み続けたいまち、安心して暮らせるまちへということで、基本目標として一つには地域経済支援によるしごとづくり、二つに京丹波町へひとの流れづくり、三つに地域総がかりで育む子育てからひとづくり、四つ目に「災害の少ないまち」での防災づくり、五つ目に時代に合った地域づくりと暮らしの安心づくりと五つ上げてもらっております。それぞれ政策パッケージが述べてあります。それぞれのパッケージの言葉、文言としてはあらかじめ理解できるのですが、それをどうするのか、具体的に何をどうするのかということが広報を見る限りではわからない。限られた紙面ですので、無理であったと思います。しかし、人口減少は重大なことであり、行政と議会と町民の危機感を共有することが大事であると思います。地域創生戦略の策定に当たり、京丹波町総合計画審議会へ諮問された。審議会では委員から出された意見を反映し、中間案を取りまとめ、広く意見を求めるパブリックコメントを実施され、寄せられた意見を参考に検討を重ね、11月5日に町長へ答申され

た。

答申を受けられ、京丹波町創生戦略と人口ビジョンが作成されました。

私は、2月22日に初めて審議会に参加させていただきました。メンバーは立派な肩書のある方ばかりでした。しかし、若者に魅力を感じる仕事を生み出すことが何よりも大切だと思います。まちづくりを進めるには地域住民の声を聞くことはいつでも重要ですが、今は20代、30代の若者、特に若い女性の参画が必要ではないかと思います。

町長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨年11月20日に策定いたしました創生戦略事業につきましては、町ホームページでの広報、あるいは予算への計上をはじめ、現在審議いただいております第2次京丹波町総合計画への反映など、今後実施していく、それぞれの場面において本町における現状、課題や将来の展望について、引き続き周知してまいりたいと考えております。

残余を担当課から答弁させます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 先日も議員さんからお話がありましたように、京丹波町総合計画審議会を開催させていただきました。

前回の会議につきましては、第2次の総合計画の策定に向けての最初の会議でした。それまでは創生戦略の議論をいただいたわけですが、今後、創生戦略をもとに第2次総合計画を策定していきます。その中で、総合計画審議会の皆さんに審議をいただくわけですが、

審議会の委員さんにおかれましては、それぞれの常任委員会の委員長さんをはじめ、各種団体の代表、推薦があった方、それから新規就農でこちらのほうに来られて、今、農業をされている女性の方、30代ですけども、また、質美のほうで結婚されて、それから夫のUターンという形で質美へ移られて、今、質美の小学校のほうで都市住民との交流を中心に活動をされている女性の方、それから、今、子育て真っ盛りの3人のお子さんがいらっしゃる30代前半の方というふうに、また、金融機関からも支店長さんにお世話になっております。

それぞれの立場の中で意見をいただくように、幅広い議論ができるように委員構成もしているつもりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○町長（寺尾豊爾君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 確かに、ただいまお聞きしたとおり、各階層からの皆さんで構成されているようですが、やはりこの前聞いてみますと、本当にそういう若い方の発言が少

ない。そして、魅力あるまちづくりというのは、やはりこれから若い人が希望している、そういうものをどんどん吸収してもらってこのまちづくりにしてもらったら大変いいんじゃないかというふうに、私は思います。

2月28日の産経新聞に、日本総合研究所主任研究員 藻谷浩介さんというんですか、その方が少子高齢化対策を語るという記事に、少子高齢化対策に熱心な地域として、高齢者への支援を減らし、小児救急など子育て世代への支援を充実させ、出生率が2.65となった島根県の邑南町が紹介されておりました。

邑南町は、平成16年に石見町、瑞穂町、羽須美村が合併した町であります。そのとき以来、子育てと教育を地域の重要課題と考え、平成10年に子育て日本一を目指す10カ年計画を作成されました。

直接的な子育て環境の充実と公立病院の産婦人科、小児科の体制の充実、24時間365日救急の受付、プラスドクターヘリの対応、中学校までの医療費の無料化、保育料の助成と第2子以後の無料化、町単独雇用補助教員12名、全小中学校へ学校司書の配置などで、大きな成果を上げていると報じておりました。

旧瑞穂町は、島根県の瑞穂町と全国瑞穂町交流会であった町でありまして、京丹波町より本当に山に囲まれた町であります。大いに参考になるとみて、価値があると思います。

人口減少には子育てと教育が重要であると思いますが、町長、この点についてはいかがお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、例示していただいた町の一つの施策については、非常に評価するところですよ。

ただ、社会学者、一般的に学者と言われるのは5年とかだけを切って評価されているので、しっかりその辺を見きわめてですね、本当に10年後にそのことがその町にとってプラスになって、人口が増えているか、あるいは維持できているかということをしっかり見きわめるような、そういう評価能力というの、私は一方必要だと思っております。

ちょっと話、別になりますけれど、済みません。高齢者福祉で頑張ってくれてはる人の、私ちょっと言うたと思うんですけれど、そういう事業者にこちらからももちろん働きかけますけれど、主に事業者とかそういう困っていらっしゃる方から積極的に行政に相談してもらったほうがいいって言って、それにはしっかり対応していきたいというふうにお答えしたつもりなんです。

これは、高齢者福祉施設に関してだけじゃなしに、全般について、あんまり法律ができた

さかいにっていって、全部給付とか交付とか支給とかやったらね、それはしたらいいんですけど、必ず、最低でも半分ぐらいは返済せんなんとか、自己資金が要るとかいう話がほとんどの施策にあります。そういうことを知り尽くした私としては、あんまり押し売り、その当時の政府とか京都府とか、京丹波町政のために押しつけるということが、いかがかなと思って、緩やかに答弁をさせてもらっているということを理解いただきたいと思います。

今、山下議員がおっしゃったその邑南町の施策、よいことばかりですよ。ただ、そのことが10年後も継続できて、成果が上がっているかとかいうことが非常に大事だという、私は認識持っています。

いろんな政策提案受けるんですけど、私は、実際、介護現場とかの人から相談を受けて対応しているからこう言えるんです。本当におっしゃっている方がみんな、自分が相談を受けて何か一つでもされて、私はこういうことをしたいんやけど、何で行政せえへんのやという論があったらですね、それは傾聴に値するなというふうに思っているところです。

邑南町はすばらしい、町長と横座って話すこともありますので、いいと思います。よいとこどりであってもぜひ参考にしたいなど、そんな思いです。

ただ、人口というのは、あんまり言わはらへんけど、私が思っているのは、ある程度文化が本当に進展したときに人口減少が起きるというのか、動物でも全てそうですね。もっと言うと、例にこれ適当かどうか知らんけど、物すごい厳しくなった花粉がよく飛ぶとかね、これ、種子いっぱい飛ばさなならん。それ以外の動物でもそうなんですよ。いっぱいえさを与えて、そしてシカみたいに増えるのもあるけど、ぐっとえさを抑えると、子孫を残さんなんもので、一生懸命子どもを産むんですよ。そういうこともあるし、全般言われることは、文化が物すごく進展したときに人口減少が起きると、そういうサイクルに基本的には私は入っていると思うんですよ。

もう1点は、別に政府を批判するとかやなしにね、やっぱり私は雇用ですね、一般的な働くという。

非正規がですね、15歳から45歳ぐらいか知らんけど、自分の意志じゃなしに非正規になって貧困に巻き込まれるというんか、そういうことは、私、法律だと思うとるんですよ。そういう意味でいうと、非常に今の若い人は不幸やなというふうに思いますね。やっぱり正規をもっと、日本はですよ、雇用関係は分けおうてでも、みんなきばって仕事をするというような社会にしていかなとね、今よりももっと10年先、20年先、深刻な社会現象が出てくると思うんですよ。

私は、文化がそういうサイクルに入っているということと、それと日本の場合は雇用、労

働法制がやっぱり日本の雇用関係に合っていないと。そういうことは、ノーベル経済学賞を受けたシラーっていう博士が来て言うてるわけですよ。ちゃんと日本の雇用関係というのを、そういうのを尊重した経済の復活を目指さなければ、日本は真の経済復興があり得ないというようなことも言うてくれてるし、私も全くそうだと思う。

若い人が非常に非正規に追い込まれている、この現状が少子化を後押ししているというふうに、私は思っています。こういうことを何とか解決したいと、そんな思いでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） なかなかすごい町長の答弁を聞かせてもらって感銘を受けました。

今の自然環境がやっぱり厳しくなれば、やはりそれぞれ人口も増えたり、また自然界の様子も変わるというふうなことを聞いて、なるほどなと思ったわけです。

雇用関係におきましても、ちょっと私は今日は触れないんですが、今も感銘しました。みんなでやっぱり分け合うという、そういうことが私もお互い大事だなという思いでおります。次回に、その点についてはご質問したいと思えます。

次に2番目に移りまして、人口減少について関連質問をいたします。

人口減少により、町内でもさまざまな影響が出てきております。あちらこちらに耕作放棄の田、畑が増えてきたり、先代が一生懸命汗水たらして植えた植林も、手入れができず伸び放題になっている。一番悲しいのは、家屋も崩れ落ちかけた家屋がある。二、三十年前には大勢の家族の明るい声が聞こえていたのに、今は誰一人としていない廃家となっている。

廃家を見ると、この家の人々は今どうしているだろうか、何とも言えぬ気持ちになってしまいます。老夫婦がこつこつ農業を営んでいました。いずれ一人になり、そのうち空き家へとなくなっていく。橋爪区内にも空き家を数えれば二十四、五戸あります。

町内で空き家は何戸あるか、その対策はどうなっているのか。また、ひとり暮らしで生活されている高齢者及び高齢者夫婦の世帯は何世帯あるのか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町内の空き家数につきましては、正確な数字は確認、まず、すみません、できておりません。

平成25年の住宅統計によりますと、京都府の空き家率ですが、13.3%と推定されております。

なお、空き家の増加による諸課題、あるいは利活用を検討していく必要から、平成28年

度予算において空き家の実態把握調査を行う予算を計上したところです。

また、災害時の避難行動要支援者の対象者として把握しているところでは、平成28年2月現在で、ひとり暮らし高齢者世帯は910世帯、高齢者世帯は2,038世帯となっております。

ちょっと的確な答弁がなりませんでしたが、こういうことです。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 朽ちた空き家は、本当に景観も悪いし、獣害の住み家になったり、また、不用心でもあり、近所に大変迷惑をかけることになりますので、空き家対策として持ち主と相談をしていただいたりして、移住者に空き家の紹介をしたり貸与するなどの方策をとってはどうかと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一つのパッケージとして、空き家対策を職員には指示しているんです。ところが、今までは一部一部空き家対策をとってたんですが、金融も全部含めて、もしお金がないんやったらお貸ししますよとか、あるいは台所を直すんやったらそれもお貸ししますよとかいうような、とにかく今までと違って、空き家対策ちょっとパッケージで、今、政策をほとんど仕上がっているんですが、ちょっと相手があることなんで、金融機関とかも、そこが承諾してくれないとか、協力してくれないということで、今、議員の皆さんに発表できるところまでいってないんですが、空き家対策については地道にきちっと、税金を一部使わせてもらうという意味で言うところなんですが、きちっと政策提案したいなというふうに思っています。

いわゆる耕作放棄地あるいは空き家、そういったものについて税金を幾らかでも使って対策を立てるんで、慎重を期しているということでございます。その都度、質問してもらったら、担当者はかなりのところまで空き家対策パッケージを仕上げているというふうに理解しております。

ありがとうございました。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 空き家対策につきましては、きちっと地道にやっていただくということを答弁いただきまして、楽しみにしております。

次に2番に、限界集落について今年の3月の議会でも質問いたしました。限界集落は瑞穂地区で2、和知地区では11と答弁をいただきました。

先般、住民記録、年齢別人口集計を1月31日の限界集落ということで、支所で書類をお

願いましたところ、瑞穂地区には11も65歳以上の半数以上がある集落ができました。和知地区には11、去年と同じであります。極端にその中でも住民の少ない、まさしく限界集落という集落は、瑞穂地区では、小野が28人、坂井で33人、戸津川で23人、庄ノ路は39人、そして和知地区では、塩谷が38人、上乙見は42人、下乙見が17人、それから細谷は29人、上栗野は22人、大簾が37人と、このように少ない集落があります。

その中でも、歳を見ますと、30歳から69歳までが男性、この方々が地域のいろいろの役をしてくれる人なんです。男性が3人から10人の集落、また、女性が2人から10人の人員となっている。この人数で、その中で役を受けてもらおうと思うと大変な問題であります。その人数の中でも体の都合で受けられない人もあります。集落によっては毎年何かの役をせんらん人も出てきているわけです。

また、町外に在住の区長さんがありまして、京都市内からわざわざ帰ってくる区長さんがあると聞いております。本当に役を選ぶのは大変な時期です。今年は特にそうであったと思います。

このように高齢化が進んで人口が少ない集落の合併を提案しましたところ、町長は大賛成ですと答弁を前回いただきました。集落の統合はその後進んでいるのかをお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず先に、思い、結論を言いますけどね、そういうふうは大賛成言うて10年ぐらいかかるん違いますか。と思いますよ。ちょっとお答えしておきます。

各区において後継者不足が大きな課題となってきた現状は、区長会全体研修会での意見交換の中で毎年出されております。そうした中で、各地域では、この問題を共有し、解決に向け従来の取り組みを見直しながら、集落の維持に頑張っておられます。

集落の統合につきましては、京丹波町区長会理事会を中心に議論を深めていただくことも必要と思いますが、町としましては、集落の垣根を越えて共通の課題解決に向けて地域活動を進めておられる住民自治組織への支援や、組織設立に向けた支援などを強化していきたいと考えております。

本当に大きい区でも女性の区長さん出してもらっているし、今、本当に困らばって女性の区長さんも出してもらっています。京都市内からも区長を引き受けて通ってもらってますし、綾部市に在住されとつても戻ってきて区長を務めてもらっているとか、そういうことは本当に多種多様です。そういう意味での住民自治組織という表現をさせてもらったんですが、それぞれ現状を維持すべく頑張っているという認識で、関係の皆さんにお礼申し上げたいと、そんな気持ちです。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） この合併という、区の財産とかそんなのを一緒にするのはぐあい悪いんですけども、役員だけでもとりあえず二つなり三つなり一緒になって、代表で出てもらったら大分助かるんじゃないかと思うんです。

集落の合併に取り組んで、10年はかかるだろうとおっしゃいましたけども、旧瑞穂町なり旧和知町が消防団の組織替えをしたときがあるんです。これも大変だったんですけども、やはり一生懸命努力すれば、これはできるというふうに私は思いますので、10年と待たずに、やはり早急に各関係の区へおろしてもらって、取り組んでもらったらいいんじゃないかというふうに思います。

次に3番に移りますが、区長の区からの報酬は集落によって大変差があるように聞いております。町からの報酬はいろいろと勘案されて平等にされているというふうに思うんですけども、会合のときには、大きい集落も小さい集落も、会場の近い遠いにかかわらず役員は出席しなければなりません。これは当たり前であります。だけどですね、昼1時からとか、午前中10時からといえ、町外に勤務されている方であれば、朝から休んで会合に出ると言っておられます。

区長はもちろんでありますが、各種の役員会もできるだけ少なくしていただきまして、役員の負担を軽減していただきたいと思います。こういうことが、地域に住みよいまちづくりになるんじゃないかというふうなことも感じますので、努力してもらいたいと思うんです。

また、このようなことの現状を踏まえ、苦情が町まで届いていませんかと、町長にお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 結論を申しますと、よく届いております。ちょっと答弁しておきます。

平成24年度の京丹波町区長会理事会の提言を受けまして、いわゆるあて職的な委員選出を見直し、選出規定等に基づき区長会から就任いただく必要性等を十分考慮しております。

委員選出区分で住民代表としたときは、区長会代表ではなく一般公募するなど改善を図ることとして、平成25年度から運用しております。

区長様におかれては、行政、議会と一体となってまちづくり、地域づくりに奮闘いただいております。今後も区長様との連携は重視しながら、見直し等改善を図っていく必要もあると考えております。

これ、本当に難しい問題で、物すごく負担かけて嫌だけど、出てもらおうとやっぱり実情を肌で知ってもらおうというか、いうことになると思うんですね。できたら、少ない区も多い区

も1人というような、ある種不公平なんですけど、これ、昔からそうで、少なからうが多かろうが同じように扱うということが公平だというふうに大方のコンセンサスが得られているということで、私も引き続いてそういう方法をとっているんですが、いかに本当の京丹波町の実情を知ってもらうかという点に力点を置いて、区長さんを非常に頼りにした事実がございいます。

いろいろ、そうは言うても、5年も経てば社会情勢も変わりますんで、しっかり検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） まあ、役員というものは大変だと思います。今まで婦人会という組織があったんですけども、婦人会の女性、何でもかんでも引っ張り出された時期があったので、そのときに役を引き受ける人が難しく、役が来る前に退会された。そして婦会がなくなった集落がたくさんございいます。そんなことにならないようにご努力願いたいというふうに希望しておきます。

最後に、教育関係について教育長にお尋ねします。

一つ目は、ゆとりのある教育ということで、平成14年4月より学校週5日制となりまして、土曜日が休日になっております。

当初新しい学力観に基づいて設けられたもので、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、問題を解決する力を身につけさせること。また、情報の集め方、調べ方、まとめ方、報告の発表や討論の仕方などの学び方を身につけることという目的があったと聞いております。

我が子や孫を見ていまして、休日を有効に使っているとは見受けられないんですが、これは我が子だけかもしれませんが、5日制の成果はどのようであったか、お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今ご質問の学校週5日制は、ご指摘にありましたように、今、子どもたちの生活にゆとりを確保する中で、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちが社会体験、自然体験などさまざまな体験を経験して、自ら学び考え、あるいは豊かな人間性などの生きる力を育むということで、平成14年から実施をされております。

この間、京丹波町におきましては、スポーツ少年団、さまざまな体験活動、地域との交流などにより、そういう点では以前よりも自ら考え、学び、そして豊かな人間性を育むという点では一定の成果もあったのではないかと考えています。

さらには、家庭学習、家族と過ごす時間の確保などについても、その点では成果はあった

のではないかと、ただ、ご指摘のような問題もさまざまに今指摘もされておるのも、また現状であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 京都府では、5日制をやっていないという学校というのもあるのでしょうか。私学では6日間学校へ登校しているところもありますし、京丹波町でも、ひかり小学校でも月1回は土曜日に何か出ているようないうふうには聞いているんですけど、そんなこともあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 私学については、今ご指摘のようなことであります。公立学校においては、さまざまな多面では課題もあるということで、いわば、研究指定校のような扱いで、特例的に土曜日に授業を一部行っている学校もあります。

さらに、直接的に授業ということではありませんが、ひかり小学校の例が出ましたが、土曜活用ということで、多くの小中学校、高等学校でも、子どもたちが学校に行ってですね、さまざまな学びの機会を提供するというので、そういう方向でも動いております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） ちょっと2番目に移りまして、私は、昭和30年代は高校への進学率は50%ぐらいでして、あとは、金の卵と言われる年代でございまして、就職された方もございました。

高校は地域制で普通科と家庭科、農業科、畜産科は須知高校へ行き、商業科は園部高校に、機械科は綾部高校に、土木科は亀岡高校に、林業科は北桑田高校へと進学したものです。

今は、町内の中学校を卒業する生徒が少ない上に地域制もなくなりまして、ここ数年は須知高校以外でも普通科の高校へ進学する人もあるためか、須知高校の入学者の定員割れが続いているが、その理由と対応についてお伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） この間、須知高校への進学、町内の中学生の進学率が下がっていることの原因についてのお尋ねであります。一つは制度的な面から言いますと、京都府教育委員会においては、中学3年生のより主体的な高校選択を可能とする高校教育制度の改革、あるいは選抜制度の改善がこの間続けられてきました。

そうした制度的な面からも、本町中学3年生の高校選択の幅が非常に広がったと、そういう要因ではないかと一つは考えています。

また、須知高校への進学者が実数においても減少しているのも事実であります。これは、京丹波町内の中3生の数そのものがこの間減少していることも、率としては変わっていないけども、総数が、全体の母数が減少しているために実数としても減少しているのではないかと考えています。

須知高校では、中学3年生とその保護者のニーズに応じて、従前なかった難関大学等への進学を可能とするスーパーアドバンスコースを設置をしたり、あるいは、きめ細かな学校体験セミナーを、特にこの地元の3中学校の生徒にきめ細かく実施するなどをして、特色ある学校づくりに高校としても努めていただいていると、そんなふうには思っています。

教育委員会としてもですね、須知高校は、小・中・高と一連した教育として捉えて、また須知高校はこの町にとってなくてはならない存在、そういう観点からも須知高校への支援を続けていきたいと、そのように考えています。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） この町にとって、本当、須知高校は大切な学校だというふうに私も認識しております。

この間、3月2日の京都新聞に京丹波町における須知高校のあり方懇話会が、地域の将来性を担う人材育成に向け、町に学習支援や食の関連専門学習の充実を要望したと出ておりました。

懇話会のメンバーが新聞でわからなかったんですが、懇話会に中学生を交え、学生の思いも聞きながら共有されたのか、疑問を持っておりました。

町長に意見書を手渡されたと出ておりましたが、須知高校は京都府立高校でありますので、意見書は町長と一緒に京都府へ陳情していくべきではないかと思ったのですが、その辺はどうだったのでしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 京丹波町における須知高校のあり方懇話会ではありますが、メンバーは7名の方に町長のほうから依頼をされて会議を持っていただきました。

地元の中学校の教育関係者が2名、それから、須知高校のPTAの関係者が1名、それから中学生という声もあったんですが、比較的、最近須知高校を卒業された、普通科と食品科学科を卒業し地元に残って頑張っている卒業生2名、そして須知高校の関係者1名、そして

町内の学識関係者 1 名の 7 名で構成をいたしました。

それから、これは町長が委嘱をして、町のあり方、あるいは支援のあり方を検討するためのものでありますので、そういうことで町長への意見提言と。もちろん町長、私もですが、ここでいただいた提言を府及び府の教育委員会に、町として、あるいは教育委員会として、須知高校の安定的な存続のために、そういう視点から要望意見を上げていくと、そのように考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 十分なことがわからないので質問して申しわけなかったんですけども、今後、やっぱり須知高校をすばらしい学校に存続していくことが大事だと思います。

一般的に子どもたちは見えていますとですね、よくできる子は街へどんどん出ていくような感じがします。本当にこれが何かその辺に大きな原因があるんじゃないかというふうに、私は心配しているんですけども、そのことのないように。地域制は戻らないかもしれませんので、できるだけ学校のことを説明してもらって、小学校、中学校、高校と一貫した教育ができるようにしてもらったら、私もうれしく思います。

最後です。3番です。来年度の各小学校の児童数を見ておきますと、今年度は5校で600人の児童数、来年度は580人の児童数となっております。少し減っております。竹野小学校では、来年度は28人であり、今年は27人になってはいますが、複式学級を持たなければならない状況です。少数学級のいい面もあると思いますが、反対にやろうと思ってもできない体育の教科などもあります。多くの児童と学び、遊ぶことも人格形成に得るものがあると思います。町立小学校としてできるだけ同じ条件のもとで学ばせてやってほしいと思っている父兄もあると思います。

そろそろ小学校の統合を考えてもいいのではないかと思います。一昨日の岩田議員の質問には、統合は考えてはいませんと答弁がございました。旧瑞穂町議会においても、同じような質問に「私の目の黒いうちは統合しません。」と断言されたことがありました。小学校の統合によって学校がなくなりますと地域の拠点がなくなると、年配者の方は声を大きくされます。

保護者の意見が反映されないこともありますので、学校は児童を第一に考えて対応していただきたいと思うのですが、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 一昨日、岩田議員さんにお答えしたのは、少子化問題と学校教

育のあり方についてはですね、これは当然検討すべき、そういう問題であるというふうにまず認識していますので、議論しないということではありません。

そして具体的に下山、竹野小というそういうことでありましたが、この二つの学校の統合を考えてはいかがかということでしたが、私は、現時点においては直ちに統合の議論をするという時期にはないというふうに、正確にいうとお答えをさせていただきました。

なぜ、そのように答えさせていただいたかという、岩田議員さんの質問の中で、現在、これまで国が少子化に伴う小規模校の今後のあり方について、従前は、いわば一定の規模を確保のためには統廃合が前提だということ、それだけを選択肢に議論が進んでまいりましたが、ここに来て地方創生の視点から、本当にそれでよいのかという反省のもとにですね、小規模校を残して、そのよさをさらに輝かせ、デメリットを克服し、その背景に私は、そういう教育的なブランドを確立することによって、あの学校だったら行きたいということで、いわば児童数を増やしていくと、地方創生の視点からも。私はそういうことだろうと。

だから、さらにそれに加えて、国は現在休校している学校を復活させることも、休校しているということは子どもがほとんどいないところ、休校させるということは子どもを増やすんだと、そういう地方創生の視点から、それも選択肢だというふうに言っているわけであります。

そういうことでもありますので、この竹野小学校については、ここ五、六年は幸い現状の児童数が見込まれますので、この間にこの地域で本当にこの小規模校の問題を地域とともに一緒に考えて、どうすべきなのか。そういうことで、指定校として、地域とともに教育委員会も一緒になって考えていきたいということでもありますので、選択肢は当然、申しましたが三つあるというふうに私は考えておりますが、できるならば地域と学校の努力によって小規模校のよさを生かしていく。地域を活性化するという視点で取り組めれば一番よいのではないかと。まずその視点から、地域とともに学校も一緒になってまずやってみたいということでもあります。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 今、政府の見方も変わってきたようでございますし、私どもは、小規模校の子どもさんは本当にいい面もあるけども、仲間づくりとかそういう面でも悲しい、寂しいんじゃないだろうかというような思いでございました。

邑南町の話も先ほどしましたが、邑南町の町長は、そういうふうに、今、教育長がおっしゃったように、小さい小学校は残しておきたいと。ちょっと私は不利だから言わなかったん

ですけど、そういうことも述べておられました。

これから先、子どもたちがすくすくと育つように、竹野小学校も下山小学校へも、また児童が増えることを期待しておきます。

最後に、バス通学費の件でございます。これも岩田議員に答弁ございましたが、あえてもう一度お願いするわけでございます。

少子化で児童が減りまして、京丹波町創生戦略の目標、地域総がかりで育む子育てからひとづくりというふうにならありますが、義務教育の期間、教科書等は無料配布していただき、また、18歳までの医療費につきましても負担削減していただいています。

そしてバス通学、合併しますとやはり広い範囲から通学します関係で、バスで生徒が通学しています。そのバス停まで親が送っていったり迎えにいつているところもでございます。

その点で、どうしてもバスの無料化ということに踏み切るべきではないかと思うんです。隣の南丹市におかれましては、合併されてバスの通学費も無料ということを知ってみたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

先ほど答弁があったんですけども、あえてもう一度お願いいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 一昨日にお答えしたとおりなんですけど、現時点においては、小学生には500円、中学生には1,000円の負担をお願いをしておりますが、今、南丹市の例も出されまして、その一昨日の答弁の中に、近隣の市町の状況もよく見ながら研究したいというのは、今ご指摘いただいたようなことも含めて研究するということでもあります。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 今の答弁で、研究してもらいたいと、そして、その成果を出していただきたいと希望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、山下靖夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。10時55分まで。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に東まさ子君の発言を許可します。

東君。

○2番（東まさ子君） 2番、東まさ子です。

それでは、平成28年第1回京丹波町議会における、私の一般質問を行います。

まず1点目、施政方針の中で地域公共交通についてということでお伺いいたします。

第1に、施政方針の中で、町営バス、JRバス、鉄道などを地域公共交通として一体的に捉え、日常生活や観光に対応する交通体系を検討するため基礎調査を行うとありますが、その具体的な内容についてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 基礎調査ですけれど、公共交通の利便性を高め、バス利用の増加や駅利用の増加を図るために実施するもので、鉄道、バスの運行やアクセスの状況をはじめ、人口や公共施設の分布状況など社会環境の動向などの現状把握、公共交通等に係るニーズ調査を行います。

なお、町営バスのニーズ調査にあたっては、バス交通による通学、通院、買い物への利用、周遊観光の手段などの観点で実施する予定としております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） この町営バスについては、何年か前に地域包括ケアの関係で、75歳以上の方を対象にしたそういう調査をされたことがあります。今回は幅広くということですが、どういう方を対象に、いつどういう形で調査をされるのか、また、具体的に言えば、どういう利便性というてもいろいろありますので、どういうものを想像すればよいのか、どういうものをつくり上げようとしているのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 調査の方法につきましては、現在当初予算のほうに予算計上させていただいております。議決をいただいて、年度入りますと業務委託をする中で、詳細詰めていって実施をさせていただきたいということで、現時点では、申し上げられないことをご理解いただきたいと思います。

対象ですとかにつきましても、どういう観点で調査するのがよいかということ、しっかり検討する中で実施をさせていただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今回、予算化されているということでありましたけれども、その予算の中身は、業務を委託するということですが、どういう部分を委託しようとしているんですか。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 先ほどの町長の答弁にもございましたように、現状の公共交通の状況把握ですとか、人口・公共施設の分布状況、そういったことを調査いたしますのと、アンケート等によって、ニーズ調査をさせていただこうと思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 町営バスでいえば、高齢者でありますとか子どもとか、交通弱者が利用することになります。いろいろとニーズ調査をされるということではありますが、高齢になっても健康でいるためには、外出の機会をつくっていくことなど大切であります。高齢になって本当に免許証が返還できるような、そういう公共交通のそういう体制をつくるということが大切だと思っておりますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 公共交通でございますので、本町におきましては、特に児童生徒の通学を中心にやっておりますが、公共交通でございますので、それぞれの年齢層ですとか、利用の目的といたしますか、それもそれぞれできるだけ対応できるような形で、交通の確保をしていかなんというふうには思っております。

そういった中で、高齢者の方の運賃軽減とかいうこともありましたけども、全体の運行の財源といたしますか、財政力も含めて検討すべきこともありますので、全体的に検討すべきことであるというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 観光も含めてということではありますが、本来であれば住民が本当に利用しやすい、そういうものをつくり上げていくための基礎調査ということで、要望しておきたいと思えます。

2点目に、鉄道についても、基礎調査がされるということでもありますけれども、2月13日の新聞報道では、JR山陰線の和知駅を活気ある地域拠点にしようということで、改修を含む駅再生に向けて和知支所や府の交通政策課が住民アンケートを実施し、結果がまとまったと新聞報道がありましたけれども、その結果に基づく具体的施策については、駅改修というのはありましたけれども、どういう中身になっているのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 具体的施策につきましては、売店、あるいは喫茶スペースを駅周辺住民や駅利用者の集いの場、あるいは活性化の拠点として利用できるように模様がえ等、機能向上を図っていきたいと考えております。

また、駅の整備と合わせ、森の京都や京都丹波高原国定公園などの機会を生かすために鉄道を利用した町への訪問者、あるいは観光客の増加を図るための観光案内の充実も図りたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 駅は模様がえということでありますか、改修ではなくて。いろいろと駅については、JRの関係もありますし、府のほうも地域再生ということでのことだと思わんで、財源的にはどういうふうになっているのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） ただいまの財源の関係でございますけども、これにつきましては、国の交付金、いわゆる地方創生加速化交付金を充てる計画といたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 予算に載ってるんかもわかりませんが、金額的にはどのぐらいになるのか、お聞きしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 予算的には、内容といたしまして駅の改修、リフォームですけども、これが約680万円程度でございます。また駅のサインとか観光の案内板的なことにつきましては190万円程度、また先ほど説明がありました森の京都とか京都丹波高原国定公園などの看板的なことにつきましては、100万円程度を見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） タクシー乗り場を除くというような声もありましたが、それはどうなのか、お聞きしておきます。

それと続けて、鉄道の在来線と北陸新幹線の延伸について、お伺いいたします。

北陸新幹線東京—金沢間が、平成27年3月14日に開業いたしました。政府は、金沢—敦賀間については、3年前倒しをして平成34年度に開業する方針としています。そして、敦賀から西、以西については国の整備計画には主な経過地として小浜付近が定められているだけであります。

2月11日には、亀岡市、南丹市、京丹波町でつくる北陸新幹線口丹波建設促進協議会、

北陸新幹線小浜ルート建設促進総決起大会が開かれました。敦賀以西について、福井県小浜市と大阪を結ぶ小浜ルートで建設し、丹波地域に新京都駅を設置するよう求める決議が採択されましたけれども、まず、最初に町長の見解をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 見解というのは、鉄道の在来線と新幹線延伸の見解ですか。在来線は、私らは求めているのは園部一綾部間、複線化いうのを求めています。これは、まさに生活の足というふうに思っています。新幹線は、便利になるなど、通ったら、遠くへ行くときに利用するもんだなという認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今回の総決起大会は、北陸新幹線のことについての大会、促進総決起大会ということでありましたので、主に北陸新幹線について、お聞きをしたいと思います。

町民にとって、利便性についてはどうなのか、メリットとかデメリットについて、お伺いしたいと思うんです。

それと、北陸新幹線をするについては、在来線、言えば園部から北のほうへ向いて福知山、舞鶴のほうへ向いていく在来線を、JRの営業から切り離して第三セクターにするとか、そういうJRの方針が示されているということでもありますけれども、この小浜ルートは、そういうことにはならないのか、また自治体の負担というのはどうなるのか、その点については、どうでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 総決起大会したとかいう事実をずっと説明したらいいんですか。

まず、北陸新幹線の敦賀以西ルートについては、五つのルート案が上がっておりますが、そのうち京丹波町は、小浜ルートの建設促進について、亀岡市、南丹市、京丹波町の関係団体で組織する北陸新幹線口丹波建設促進協議会として、昭和48年から42年間活動を進めてきたところであります。

去る2月11日には、約1,000人の参加を得て、小浜ルート建設促進総決起大会を開催したところです。

本町からも大会趣旨をご理解いただき、議会や団体などから130人の参加をいただきました。この場をおかりして、厚くお礼申し上げます。

大会後は、亀岡市の桂川市長、そして西口議長、そして田中府議会議員さんなどとともに、京都府知事と面会し、決議書を提出したところであります。今後も促進協議会を中心に、小

浜ルートでの整備促進を強く求めていく考えであります。

また、山陰本線につきましては、北陸新幹線に影響されることのないよう、京都丹波基幹交通整備協議会の山陰本線京都中部複線化協議会と連携し、園部一綾部間の早期複線化に向けて要望していく考えであります。

今ちょっとおっしゃった平行在来線ですね、山陰本線になりますが、これが負担が今後出てくるかどうかということについては、まだはっきり、どなたも答えられないと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） ちょっと私の頭の整理がおかしいかもわかりませんが、北陸新幹線の整備に対する事業費というのは、大体出ているのではないかなど、出ているのかどうかちょっとわかりませんが、我々の京丹波町が負担しなくてはならない南丹市も含めて亀岡も含めて、自治体の負担というのは、事業費の中のどのぐらいを負担しなくてはいけないのか、また亀岡の近くに新駅をつくるということであろうと思いますけれども、本町にとったら、どういうメリットがあるのか、あわせてお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 答弁漏れがあったら、担当課長から答弁してもらったらええんですが、桂川市長が誕生して、すぐ佐々木市長と私と三者で懇談しました。あるいは協議しました。この北陸新幹線のことも協議しました。昭和48年の閣議決定以降、40年間にわたって、このルートについて要望活動をしてきたんで、これをしっかり守ろうという、まず一つ。

それと、今ご心配いただいているような工事費とかそういう財源ですけど、それは国で賄うべきだと、地元負担はしないということを三者で話し合いまして、京都府知事の要望にもそういうことを書いてると思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 地元負担なしということにはならないのではないかなというふうに思いますが、やはり、そういうところもきちんとしてもらって、住民には説明ができる、そういう中身やなくては、前のめりなのではないかなというふうに思えるんですが、その点については、どうでしょうか。

JR園部以北の複線化というのは、私も、そういうことこそ早くしてほしいなというふうに思っております。その点について、しっかりそういう財源のことも、しっかり住民に説明ができるようにして促進をするべきではないかなと思うんですが、僭越なことを言っている

かもわかりませんが、どうでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地元負担はしないと言って、三人では決めてますんで、もちろん事業会社とか国がどういうふうに関与されるかは、まだわかりませんので、おっしゃったとおり、私も、園部一綾部間の複線化をあわせて求めているちゅうんか、もう一つは北陸新幹線も求めているということです。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、町営バスにおける巡回バス・デマンドバスの導入についてということで、より町民の足の利便性を確保しようと思えば、もっとコンパクトなバスを導入して、小回りのきくそういう路線をつくるとか、また料金も本当に安く、200円ぐらいにするとか、いろいろな自治体では、交通弱者、本当に高齢者の方には福祉バスを走らせて、役場とかいろんなところへ巡回するそういうバスも検討というか、実施されているところもありますけれども、こういうバスの新しい導入については、形態については考えておられないのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） スクールバス機能を含む現状の町営バス路線を基本とした地域公共交通として、利便性を維持・向上していく考えであります。そうしたことから、デマンドとかいうことは考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 2点目、地域経済についてということで、活力のあるまちづくりの中で、本町の地域資源など、特徴を生かした産業振興や生活環境の向上、地域の活性化に向けた社会資本整備により、活力がみなぎるまちを目指すとされております。

本町の基幹産業は農業であります。昨年10月、大筋合意に至ったTPP協定では、国会決議では、聖域とした米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖など重要5項目も3割の品目で撤廃がされている状況であります。さらに発効7年後には関税撤廃の方向が再協議されるということで、最終的には関税撤廃となります。

日本の農林水産業への影響は、はかり知れないものがあります。そういう中で、政府が公表いたしましたTPPの経済効果は、GDPが13.6兆円増える、農林水産業の生産減少額は1,300億円から2,100億円としましたけれども、東京大学の鈴木宣弘氏は、農

林水産物で1兆円、食品加工で1.5兆円の生産額の減少が生じる一方、GDPは0.5兆円しか増えない可能性があると言っています。

国は、このように都合のよい試算をしておりますけれども、TPPが発行された場合の、本町への影響について、町長はどのように認識されているのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） TPPが発効された場合に、関税の撤廃、あるいは削減による農林水産物、食品等の輸入拡大の影響により、農林水産物価格の下落が懸念されるというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 国においても、いろいろな都合のよい試算といたしましたけれども、影響額を数字で出しております。

京都府も、この影響額について、予算を組んで算出しようということになっておりますけれども、本町でも、やはりきちんと影響額をあらわして、調べてきちんとどういう影響があるのか、把握をしておく、認識するべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 認識するべきだと思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） そしたら、試算をしていただきますように、要望しておきます。

米1袋が30キロが3,000円になるというふうなことも言われております。これでは経営が本当に成り立たないということで、米農家も困りますし、また京都府下で最大の酪農団地、また養豚農家も経営がされているところでありますので、しっかりと試算をしていただきたいというふうに要望しておきます。

次にというよりも、地域の活性の鍵を握るのは、中小企業であります。小規模企業や農家、協同組合などありますが、2月17日に、商工会との懇談会でいろいろとお話を聞く中で、物品調達の入札などに対するご意見などもお聞きをいたしました。

12月議会でも言いましたけれども、地域内経済循環を広げて、地域内でいろいろとお金が回る、そういう仕組みをつくるために、中小企業振興条例を制定してはどうかというふうなことを提案させてもらって、それはよいことだというふうな答弁だったと思っておりますけれども、こういう条例をつくるべきではないかと思っておりますけれども、もう一度お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） よいことですが、職員というんか担当課としてそれを求めておりませんので、そのようにご理解いただいたらうれしいです。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 職員が求められているかどうかということよりも、町長が必要に感じられたら、やっぱりしていってもらいたいということが大切なんではないかなというふうに思いますので、言っておきます。

次に、第三セクターについてであります。

丹波地域開発株式会社に公的支援を行って1年が経過をいたします。経営状況、経営改革についてどのように町として把握をされているのか、テナント料でありましたり、借地料未収入金、固定負債等、お聞きいたします。

また、町民への波及効果はどうであるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 会社から受けている報告ですが、現時点では、まだ今期の決算見通しが出ておらず、詳細は報告できません。

そうした中でも、全テナントの賃料改定が整い、一定の賃料値下げにより、テナントの経営環境も改善されつつあり、こうした賃料改定とあわせて借地料見直しの交渉や、未収金対策も進めていると聞いております。

また、固定負債については、金融機関からの借り入れ及び建設協力金の返還金についても、計画どおり返済しており、平成28年3月末の償還残高の見込みとしては、金融機関からの借入残高が9,500万円、建設協力金の残高が6,700万円、合計で1億6,200万円になる見込みです。

地域への波及効果については、会社としては、今後さらに地元集客に軸足を置き、地域の多くの皆さんから親しまれ愛される施設運営を目指しており、昨年設置した丹波マーケス運営協議会において、得られた意見やアイデアを精査し、短期的、あるいは中長期的に取り組む施策へと整理し、進めておられるということです。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 決算を待つということではありますが、賃料の変更はされたということで、それに伴って借地料もということではありますが、経営的には、うまいこと賃料を下げても順調に推移しているのか、お聞きをしておきたいと思えますし、また、町民への波及効果については、短期、長期ということでありましたけれども、この間、具体的に言えばどう

いうふうなことが行われてきたのか。お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 「丹波マーケス」の経営を預かっておる立場から、ご答弁をさせていただきたいんですが、今も町長の答弁にもございましたように、賃料の改定も一定の結論を見ましたし、また借地料の改定につきましても、精力的に進めているというところがございます。

全体として、確かに売り上げそのものは下がっておるわけですが、想定した売り上げの下げよりも少ない幅になっておるということで、まずは一安心をいたしております。

そして、いい効果が、私は出ておると思っております。テナント料の引き下げで、今も町長のほうからありましたけれども、テナント料の未収金対策につきましても、一つの方向性も見い出されてきつつありますし、テナントさんそのものも、非常に従来にも増してやる気を出していただいて、3月にも第3回目の100円商店街といった新しい企画も続けて行っていこうというふうなことを。テナント会そのものが、非常に結束力が今、高まっておりまして、前を向いて進もうじゃないかということで、私は、経営環境としてはいい方向が出てきたなど、喜ばしく思っております。

今のところ、資金につきましても、うまく回っているんじゃないかと思って、そういう評価をいたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） テナントと借地料ということですが、借地料については、一般的には、借地料の計算というのは、固定資産税をもとにするとか、私は素人でわかりませんが、一般的にはどういうふうにして借地料とか賃料は計算されているものなのでしょうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） いろいろ算定基礎はあると思いますが、各テナントさんの経営状況とも勘案して、分析をした上で決定いたしましたところがございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 私、お聞きしましたのは、駐車場の借地料ですが、それはどういう計算の方法でされるのでしょうか。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 町有地については、いろいろと町とも協議の上、決定いたしております。

また、民間との借地契約につきましては、それぞれの状況に応じて協議して決定いたしております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 町は、いろいろと公金を投入した上からも、やはりしっかりと経営状況というか、そういうのを把握して、住民が納得できるようなそういうことが行われているかということではいかんなんと思うんですけども、一般的な民間同士の借地料の計算、民間同士というか、民間の借地料、駐車場ですね、そういう計算に基づいて、誰もが納得できるような、そういう計算方法にしなくてはいけないのではないかなというふうに思いますけれども、町としてはどうですか。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 町が、このほど土地を買い戻しさせていただきました2億8,171万円という土地の買い戻しであります。それを、逆に買い戻しましたので、今度、会社から使用料をいただくということで、その根拠といたしましては、まずは町が買い戻しました額、それから、それによりますその額も、もともとは鑑定士によりまして金額を設定しておりますけれども、さらに、それをどれぐらいの率で使用料を決めるかということにつきましては、鑑定士の補充書というものをいただきまして、その中で妥当なパーセンテージを提示いただいて、それを掛けさせていただいて、金額を定めたということでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 町の町有地の件はそういう計算の仕方ということではありますが、あるいは、会社が払っておられる、民間に払っておられる駐車場の計算もそういうふうな町と同じようなそういう計算方法でもってされるのかということについては、どうでしょうか。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 民間の方につきましては、「丹波マーケス」が発足した当時の契約ということでございまして、その当時のいろいろな状況を加味して、それぞれ双方で決められたということでもありますので、そこのところは一定行政とのやりとりの一つの決め事がすっきりあてはまるかどうかというのは、また別の観点の意味合いがあるのかなというふうに思っております。

端的に申しますと、そのときの事情で、双方が合意をしての額で定めておりますので、そういう意味でのご理解を賜りたいと思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） いろいろそういう土地が高いとか、そういう理由によって6億700万円の公金の投入もされたのでありますので、その後は、やはりきちんと一般的なそういう計算でもって、町はですよ、そういうふうにしてもらうように、指導していただきたいなというふうに思いますので、要望しておきたいと思います。

次に、第三セクター等の経営健全化等に関する指針が示す当該第三セクターが能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、地方公共団体が公的支援を行うこともやむを得ないと考えられるという公的支援の基本的な考え方を示していますが、公共性・公益性が高い事業を行っていたとしても、財政支援の前に、経営の効率化・合理化の余地について検討し、速やかに取り組むべきであるとしております。

第三セクター等の経営健全化の推進について、本町の方針、必要になったらつくるということでありましたけれども、これをきっちり整備することについて、伺いたいと思います。整備しておくことについて、考えをお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町内の第三セクターの取り扱いについて、総務省の第三セクター等の経営健全化等に関する指針に基づき、進めてまいりたいと考えておりますので、本町独自の方針を整備することは、考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 例えば、今回の駐車場の件でありまして、やはり誰もが納得できるような、そういう計算方法でもって、住民に公表していくということが大切でありますので、この方針にのっとって、いろいろなことを会社に関与していただくとしたら、やはり、きっちりとやっていただけることだというふうに思いますので、指摘をさせていただきます。

次に、教育問題について、須知高校生の通学費についてお聞きします。

1点目、町営バスの利用促進と通学費にかかる保護者負担軽減を図るために、助成金を本町が交付しておりますけれども、町民税や市民税を滞納していないことが助成要件となっております。制度の趣旨から見ても、この要件は見直しを行い、削除すべきと考えますけれども、見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 税負担の公平性の観点から、町民税等を滞納されている場合は、助成

の対象とすることとは考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 税負担の公平性ということで、そういうふうに言ってしまえば、それだけのことでありますけれども、自治体でありますので、やはり、税負担の税を滞納されている状況でありますとか、そういうものをきっちり把握をして、そしてみんなが平等にこういう制度を利用できるように、自治体としたら、そういうふうにするべきだと思いますけれども、町長の考え、もう一回お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お言葉を返すようで申しわけないですが、私のポケットマネーならさておき、税負担の公平性の観点から、滞納されているようなときには対象としないということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 町長はそういうふうに言われますけれども、本当に助成を必要としているのは、滞納している方であるのではないんですか。お金のある人は、別に、言い方はおかしいかもわかりませんが、収入によっていろいろ考え方がされると思いますけど、ない人こそ、本当にこういう制度が必要なんではありませんか。自治体の暮らしを守る町長ですので、もう一回、お聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういうことは、今、また論点を変えて質問されますけれど、そうであれば、総合的に判断すべきことで、このことだけは町税を滞納してるのに、助成したほうがよいん違うかという趣旨の質問であれば、しないということです。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 私、これまでもずっと言うておりますように、水道料金でありましたり、国保でも町税でも、やはり滞納されている方は、本当に困っておられるということだと、そんな悪賢くそういう滞納されている方はないと思うんです。ほんで、町ですので、総合的にいろいろこの方が、水道料を滞納しておれば、ほかのことはどうなのかというふうに、総合的に考えるそういう部署が必要ではないかというふうに、これまでもずっと言うてきましたけれども、そういう考え方が必要なんではありませんか。ないところからむちゃくちゃに徴収するとか、助成の対象にしないとか、そういうのは自治体のあり方として間違っているんではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 自治体やからこの公平ということをしっかり守っていかなんという立場ですので、そのようにご理解いただいたらうれしいです。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 理解はようしませんけども、それで総合的に考えてくださいということをおきます。そやなかったら自治体の役割が果たせないのではないかというふうに思いますので、指摘をしておきます。

2点目、J Rバスで通学する須知高校生の保護者にも補助を行い、負担軽減を図るべきではないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 須知高校へ園部以南の生徒が通学する場合、園部駅からJ Rバスを利用する方法と、もう一つは、下山駅から町営バスにより通学する方法があります。その中で、所要時間など利便性の理由からJ Rバス利用を選択している生徒さん、一方、通学費負担軽減の観点から、町営バス利用をいただいているというんか、選択してくれている生徒さん、それぞれあるわけです。

そうしたことから、通学費負担の軽減については、現行の町営バス利用促進助成金により実施していますので、これを、ぜひ活用して通学いただきたいと考えております。

また、京都など遠方から、京都市ですけど、遠方からJ Rバス通学者は、対象要件があります。対象要件はありますけれど、京都府公立高等学校生徒通学費助成金制度がありますので、それを利用していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 町外からJ Rバスを使って須知高校へ来てる子もありますし、下大久保とか、瑞穂から来ている子もあるわけでありまして。町営バスの助成金については、バスの利用促進等、両面ありますけれども、保護者負担の軽減と、やはりJ Rバスで通っている子も、同じそれこそ税金でありますので、同じ扱いをするべきではありませんか。補助を行うべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 現在、J Rバスを利用して通学されている生徒さんは、園部駅からが30人、それ以外はJ Rバスの通学方法をとっておられる方はいらっしゃいません。

園部駅まで電車に乗って、京都市方面からですけども、京都・亀岡・園部・日吉、日吉も

含めてですけど、利用されてる方で、下山駅でおりて、町営バスを利用されている方が7人、舞鶴・福知山・綾部から3人、10人いらっしゃいます。

町内の方で、特に、和知とか下山方面から19人いらっしゃいまして、29の方が利用されています。ということで、ちょっと整理しますと、JRバスで利用されている町内の生徒さんはいらっしゃらない。町営バスを全て利用されておって、なおかつ利用促進補助金を利用いただいているという状況でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 現在はいないかもわかりませんが、やはりそういうふうにJRバスも、もし来年からあるかもわかりませんが、きちんとそういう整備をしておくべきではありませんか。

それと、今、京都府の助成制度があるということでもありますけれども、所得によって決まっております、1万7,000円以上を超えた分の半額を補助とか、あるいは、また少し所得の多い方でありましたら、2万2,000円を超えた分の半額を補助ということでもありますので、大変負担が大きいというふうになっております。

いろいろと須知高校の生徒の募集についてということもありますので、もっと京都府にも、そら本来ならば負担軽減をということで、町のほうからも要請するのがありますけれども、町としても施策として負担をすることも考えられるのではありませんか、須知高校に通学する生徒に限って、その点についてはどうですか。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、選択肢が二つあるわけですし、利便性を求めておられる、朝ちょっとゆっくりできるだけゆっくりして、早くいきたいという方は、園部駅を利用、それから少し早いけども、通学費をできるだけ軽減して、保護者の都合もあって、下山駅を選択されてる方、それぞれございますけども、その負担軽減のために、下山駅を利用されてる方を、さらに応援するという観点からも、町営バス利用促進補助金を活用していただいて、通っていただいているということでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） いろいろ考え方はあるかもわかりませんが、やはり、もっとも子どもたちに寄り添ったそういう制度にするべきではないかなと、町外であっても、園部からであっても、須知高校の生徒ということで、もっと寄り添って考えるべきではないかなというふうに思います。

次に、須知高校のあり方については、先ほども質問もありましたけれども、私は、普通科

と食品科学科の体制を堅持して、30人学級の実施など、そういうことを生かして、また他校との格差があるのであれば、それを解消を図るなど、地元の高校として支援をすべきではないかというふうに思いますけれども、教育長の見解をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 先ほどからも質問いただけてますように、須知高校の安定的な存続に向けて、京丹波町における須知高校のあり方懇話会というのを設置し、須知高校の将来的なあり方についても、さまざまご意見をいただきました。

その提言の中で、須知高校の今後のあり方としては、主として地元の中学生を対象とする普通科の充実と、そして京都府全域を対象とする、現在は食品科学科ですが、こうした専門学科の拡充が両方ともに必要だというご意見をいただきましたので、そういう趣旨に立って、町としても京都府、あるいは京都府教育委員会にそうした意見・要望を上げていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） そういうふうに普通科も充実をさせてということで、両方要望していくということではありますが、京都府の教育委員会が計画している府立高校のあり方というのは、どういうことなのか、どういうことを言ってきたのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 京都府における生徒減少期における府立高校のあり方検討会議の中で、これにかかわりそうなところを挙げますと、府立高校の学びの質を保障するためには、3クラス程度が必要というような数値が一つ上がっております。

それと、それぞれの地域の実情に即して、高校は配置されるべきであると。そして、またそれぞれ専門学科、それぞれの経過においておかれた地域性を生かした専門学科の拡充もさらに必要と、こうしたことがまとめの中に書かれてると、私はそのように理解しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 7日の山内議員の答弁で、3月下旬に教育委員会やら学校とか、保護者など招いて意見を聞くということがあったんですが、これはどういうことをされますんですか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 府のほうで、口丹通学圏における今後の府立高校のあり方を考える上で、さまざまな立場の方から意見を聞くというのが、まず最初の会議の趣旨であると、そのように伺っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 京都府のほうから来てくれるということですね。話を聞きに。ではないですか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） この口丹通学圏のそれぞれの関係者を府が招いて、全体の会議としてそういう意見を、府としてまず聞きたいというふうに理解しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 子どもたちが希望する進路が目指せて、本当に伸び伸びと力がつけられるように、頑張っているっていただきたいし、力を尽くしていただきたいということを要望しておきます。

次に、国民健康保険についてお聞きします。

まず1点目、平成27年度の国保会計の状況についてお聞かせください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年度の国保会計の現状でございますが、後期高齢者医療制度移行者の増加などによる被保険者数の減少に伴いまして、国保税も減少しております。

一方、医療費につきましては、特に平成27年度は、医療の高度化や入院医療費の増加により、1人当たりの医療費が著しく増加しております。過去3年は、基金の取り崩しを実施せず運営してまいりましたが、平成27年度におきましては、基金の取り崩しを実施しないと運営できない厳しい状況が予想されます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） いつも基金を取り崩すといいながら、決算では崩さなくてもよかったですりするわけでありまして、今回は幾らほど最終的に崩さなくてはいけないですか。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） あくまで平成27年度の3月補正の計上額も含めましての話でございますが、当該年度の現時点で繰入額ということで、8,364万4,000円の取り崩しを見込んでおります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 2点目に、この平成27年度から初めて福祉医療波及分、子どもの医療費を無料にしていることに対する国の補助金カット分として、2,667万7,000円が一般会計から国保会計へ繰り入れがされました。

さらに、国の低所得対策の強化として、財政支援1,700億円の公費投入がされました。

厚労省は、被保険者1人当たり、この1,700億円は5,000円の財政改善効果があるとしております。平成27年度の国保会計は、このように二つの新たな財源が収入として加わりましたが、その波及効果について伺います。

また、あわせてこの1,700億円に見合う本町への額が確定したと思いますが、幾らであるのか、その金額を、また福祉医療波及分の一般会計から繰り入れてる分の財源についてもお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年度当初予算におきまして、一般会計から法定外繰入金として、福祉医療波及分等相当額を2,350万円計上しております。

また、国の保険者支援制度が拡充されて、本町では、前年度と比較して、2,297万円の増加となっております。

したがって、合計約4,647万円の歳入が増加していることとなりますが、基金の取り崩しを実施しないと、事業運営できない状況が予想されますので、国保税の引き下げは、難しいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 今も町長の答弁にありましたように、1,700億円に相当する分、今もありましたように、約2,297万円という部分でございます。

福祉医療波及分の相当額2,350万円の財源につきましては、一般会計からの繰り入れでございますので、一般財源ということでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） この波及分については、地域創生の交付金を使っているの、国からペナルティー分がなくなっているんではありませんか、お聞きしておきたいと思えます。

この財源について、1,700億円の見合い分、2,350万円については、低所得者対策のためのお金でありまして、被保険者の保険税に直接効果が出なければならないものであ

ります。基金を取り崩さなくてはならないということもありますけれども、このお金については、平成28年度の国保税は据え置きとの話を聞きましたけれども、引き下げのために使うべきだと思いますけれども、もう一回、お聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 保険税の軽減対象となる低所得者数に応じまして、財政支援される国の1,700億円の効果ということであろうかと思えます。

先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、金額といたしましては、再度申しますが2,297万円、1人当たり約5,000円ということでございます。その部分になるわけでございます。

しかしながら、先ほどの質問でもありましたように、国保会計の状況のときにも答弁いたしましたように、一般療養給付費の対前年度同時期をとってみましても、約1億1,860万円余りの増、平成25年度に及んでは約1億6,140万円余りの増という状況でございます。

また、一般の高額療養費につきましても、同様に対前年3,000万円以上の増額となっておりますので、今回の財政支援がその穴埋め、またそれ以上の効果を発揮するまでに至っていないのが、本町国保財政の現状でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 国保は、今までから言っておりますように、他の協会けんぽなどの医療保険に比べて、高齢者や低所得者が多く加入しているという構造的な問題を抱えております。結果、高過ぎる保険税になっておりますし、財政悪化につながっております。

政府は、これらにより、保険料負担の軽減ができると強調していることから、研究をしていただきたいと思えます。

例えば、被保険者数に応じて、定額で付加する均等割によって、子どもが多い世帯ほど国保の負担が重くなっておりますけれども、これは子育て支援に逆行しております。一人3万1,500円、子どもが一人増えるごとにかかります。こうしたことも研究をしていただいて、負担の軽減を図っていただくことを要望したいと思いますけれども、研究していただくかどうか、お聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 内容等につきましては、十分理解をしておるわけでございますが、次の質問にもあるわけでございますが、広域化という問題もありますので、そちらのほうも

含めまして、また京都府、近隣市町、オール京都の話も出てきますので、そういった部分から、また検討がされますし、していかなければならないというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 現在、国保は、市町村単位で運営をしておりますけれども、平成30年度から都道府県単位の運営、いわゆる広域化が実施されます。

広域化に当たって、現在、全国の自治体が一般会計から国保会計に独自に繰り入れをしております3,500億円に匹敵する3,400億円を国が繰り入れるとしております。

本町も、平成27年度は5,000万円弱を国保会計に繰り入れていただきましたが、本町だけでなく、各自治体が高過ぎる国保税に対する独自の支援策を講じております。それでも高いということで、国保世帯が苦しんでおります。

平成30年度から、国保の都道府県単位化の運営が実施されますけれども、その目的、単位化で府と町の役割はどうなるのか、国保会計はどう変わるか、国保のスケジュールはどうなるか伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国保の都道府県単位化でございますが、小規模市町村が多数存在する市町村国保は、財政基盤が不安定になりやすいなど、財政運営上構造的な課題を抱えているため、平成30年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営において、中心的な役割を担うこととされております。

一方、市町村は、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、また保険事業など、地域におけるきめ細かな事業を引き続き担うこととされております。

また、詳細な部分は、案の段階でございますが、各都道府県は公費及び各市町村からの納付金を財源として、各市町村に交付金を交付し、その交付金をもとに各市町村は給付費を支払うこととなります。

また、各市町村はその納付金を支払うために示される標準保険税率を参考に税率を決定し、保険税を徴収することとなります。

なお、今後のスケジュールとしましては平成28年度から29年度前期にかけて、京都府と各市町村との協議の中で納付金の算定ルールや京都府の国保運営方針などを検討し、平成29年度後期に決定という流れになるかと思っております。その間、各市町村ではシステムの改修、業務体制等の見直し、条例改正などの業務が発生する見通しでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。

午後は1時15分から。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に山田均君の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） 日本共産党の山田均です。平成28年第1回京丹波町定例議会における私の一般質問を行います。

3月11日は、東日本大震災から5年目を迎えます。今なお、仮設住宅に暮らす被災者は9万人を超えるとも言われ、長い間の仮設住宅での生活は体調を崩したり精神的不安を訴える人が増え続けています。帰還されたのは高齢者などの一部の人です。一旦、放射能に汚染された地域の状況は戻りたくても戻れないのが現実です。しかも福島第一原発の汚染水漏れは依然として深刻です。高濃度の汚染水漏れが頻繁に起きています。原発事故は日常生活の全てを断ち切り、生きがいもつながりも奪いましたと訴える被災者の声が、自然災害ではなく人災事故である原発事故は二度と繰り返してはならない、防ぐことができるというように思います。

安倍政権は、それでも福島の事故はなかったように原発の再稼働にアクセルを踏み、原発の外国への輸出を強力に進めています。そこには国民の命を守ることや暮らしを向上させることに目を向けない安倍政権の立場が鮮明にあらわれています。大企業や他国籍企業を最優先の政治が強力に進められているのです。

それは各種の統計調査にもあらわれてきています。

正規雇用では、平成24年10月から12月と平成27年同期と比べると23万人も減少しており、また企業収益も拡大しても賃金上昇にはつながっていません。勤労統計調査では、平成27年の実質賃金指数が前年を0.9%下回り、4年連続のマイナスで物価上昇に追いついていません。個人消費も前年比0.4%減で、日本経済の6割を占めている個人消費が暖まらなければ好循環とはいえません。アベノミクスの破綻が政府の各統計からも裏づけられています。

また、年金の実施的な支給額は3年連続で引き下げられ3.4%も減りました。支出は医療費や保険料の負担など急激に増えています。この上、消費税を10%に引き上げが実施されれば生活破壊です。何とかしてほしいと思う皆さん、安倍政権の進める亡国政治にきっぱ

りと、7月の参議院選挙で審判を下すことが必要ではないでしょうか。生活破壊の政治が進む今こそ、憲法を暮らしに生かす地方自治体の責任と役割が求められていると考えます。

こうした立場から、次の点についてお尋ねをいたします。

第1点目に、政治姿勢についてお尋ねをいたします。昨年は、戦後70年の節目の年でしたが、安倍内閣のもとで海外で戦争する国づくりに大きくかじを切った年でした。昨年6月の衆議院憲法審査会で自民党が推選する憲法学者も含めた3人の憲法学者がそろって安保法制は違憲であると、また立憲主義に反すると発言しました。今、南スーダンにPKOで派遣された自衛隊が、新たに駆けつけ警護を行う任務を拡大しようとしています。駆けつけ警護とは、自衛隊が自ら攻撃を受けていなくても離れた場所にいる多国軍や軍民の警護に駆けつけ、敵対勢力を攻撃するという任務です。また、米国から過激派武装組織ISに対する空爆など軍事作戦への後方支援を依頼された場合など、法律的にはあり得るとしています。まさに殺し殺される最初のケースとなる現実の危険が安保法制、戦争法の成立によって生まれているのです。これは憲法9条が禁じる武力行使そのものです。

昨年、安倍内閣が強行した安保法制、戦争法の成立で立憲主義について多くの識者から「憲法は国民を縛るものではなく権力者の権限を制限するものである。」と指摘をされております。町長の立憲主義に対する見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 立憲主義に関しまして、日本国憲法は国民の権利あるいは自由を守るべきルールが定められており、これを遵守することで人権保障がなされることと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） また、憲法13条は、全ての国民は個人として尊重されると定めていますが、この条項は、「近代立憲主義にとって権力制限の究極の目的は社会の構成員を個人として尊重することにほかならない。」と、憲法学者で東大名誉教授の樋口陽一さんが言われています。憲法の核心となる理念が凝縮されていると言えるものです。立憲主義の回復ということは、平和の問題だけでなく民主主義や暮らしの問題など、安倍政権の暴走で踏みつけにしている個人の尊厳を全てにおいて回復し、一人ひとりを大切にする社会をつくることです。憲法を暮らしに生かすことが、今ほど求められているときはありません。

自治体には、安心して暮らせる社会の実現、住民の暮らしや営業を守る役割と責任があります。町政運営においても、憲法を暮らしに生かす立場が求められていると考えますが、町

長の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 日本国憲法に基づいて、基本的人権を侵すことのないようこれまで進めてきました。安心・活力・愛のあるまちづくりを一層、推進してまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 第2点目は、原発再稼働についてお尋ねをいたします。

東京電力福島第一原発が世界最悪レベルの原発事故を起こして5年ですが、事故の原因究明は全く進んでいません。原発内部の状況もほとんど把握されていません。たまり続ける汚染水や手をつける目途さえたっていない溶解燃料など、終息とはほど遠い現状です。

しかし、安倍政権は原子力は重要なベースロード電源と位置づけ、原発推進の姿勢をむき出しにしています。原子力規制委員会が、高浜原発の3号機、4号機の新基準に基づく審査に合格を与え、再稼働した4号機はわずか三日後にトラブルで緊急停止をしました。また、40年を超えた関西電力高浜原発の1、2号機が新規制基準で適合とされました。

なぜ老朽原発の再稼働が必要なのでしょう。原発を原則40年としたのは、ほとんどの原子炉は中性子の照射によって心臓部に当たる圧力容器がもろく壊れやすくなり40年で寿命となるという考え方に立ったものです。科学的根拠によるものですが、これを20年も稼働さすという危険きわまりない再稼働に大きく踏み出してるのです。

そもそも、原子力規制委員会の新規制基準そのものが、福島原発事故の教訓を踏まえたものになっておらず、避難計画も審査基準に入っていないなど再稼働ありきのものです。原子力規制委員会の田中委員長自身が、「安全審査ではなく基準の適合審査であり、過酷事故は起こり得る。安全とは申しません。」と言って、無責任な態度です。ですから、安全協定のいかににかかわらず認めるべきではありません。福島原発事故では、30キロ圏外でも放射能が高い地域もあり、避難に追い込まれています。

事故後に発表された滋賀県のシミュレーションでは、放射性ヨウ素が拡散する予測は約40キロ離れた地域でも、屋内退避の対象になることを発表しました。また川の流れに沿って吹く風に乗って広がっていくことも明らかになっています。

京丹波町は、高浜原発から30キロ圏内に入り、3,000人余りが居住しています。50キロ圏内には全ての地域が入ります。全町民の避難計画が必要です。また、原発を動かさなくても使用済み核燃料がある以上、万が一、事故が起こった場合、避難計画も必要です。現実的で実効ある避難計画が拡幅できていないもとの再稼働を認めるべきではありません。

町長が再稼働は認めない立場を記者会見して、公式に表明すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 原発再稼働について、かねてから申しておりますとおり、基本的にできるだけ原子力に頼らない電力供給が望ましいと考えております。

本町では、平成25年3月に京丹波町地域防災計画原子力災害対策編及び原子力災害住民避難計画を策定しまして、万が一の事故発生時に確実な対応ができるよう、過去3年間継続して住民避難訓練を実施しているところであります。さらに、今年度において地域防災計画の改訂作業を行っており、関西広域連合による広域避難計画や国による緊急時対応計画等を反映するなど、さらに実効性を向上していきたいと考えております。

なお、避難経路となる道路の改良に係る財源措置や緊急時対応人員不足を補う広域確保体制の構築など、他の自治体と連携を要する広域行政については、京都府地域協議会の間を通じて、内閣府など国関係機関へ要請を行うなど、今後も実効性向上に向けた不断の取り組みを行うものであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） それぞれ答弁をいただいたわけですが、現実的で実効ある避難計画が確立できていないということだと思っております。事故が起こったときの対策・対応というのは本当に迫られると思っております。確実に避難ができるというように考えておられるのか、あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう質問は非常に不愉快ですけどね。実効性が伴ってへんの違うかって、一生懸命やってるんですから、こっちは。これからもやっぱり実効性の伴う避難計画であったり避難訓練であったりしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 町長は、「原子力発電による原子力供給は完全なる安全な担保は厳しく認めがたい。国と事業者が地域住民にしっかりと説明責任を果たされ理解を求めていただきたい。」と、こう言われておるわけですが、今もありましたように、確かに訓練、そのことを私のほうも認めるわけですが、万が一、起こったときのことを考えると、非常に不安があるということは当然であります。

それとあわせて、そういう現実的で実効ある避難計画ということを考えますと、やっぱり関西電力、国の責任というものが問われるというふうに思うんですけども、やっぱりそういう面から言うとそういうことがしっかり担保されるまでは、やっぱり再稼働は認めないという立場をはっきり表明すべきだと、こういうふうに思うんですけども。もちろん、今のそういう避難計画に取り組んでいくということは大事だというふうに訓練を、思いますけども、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高浜だけやなしに、原発を福島原発事故を教訓にするなら、再稼働なんてなことはあり得んことだという認識でおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 先ほども、地域協議会を通じて国・事業者への要請をしていくということでございましたけども、実際、避難路の整備やとか要支援者への車両の確保ということを国に求めるなど、地域協議会と密接な連携を図るというように言われておるわけでございますけども、当面の対策として、最近、報道されておりますように30キロ圏外である篠山市、亀岡市では、市民の不安に応じてヨウ素剤の配布や備蓄を行っております。京丹波町でも、こういう住民の不安に少しでも応えるために、ヨウ素剤の確保、30キロ圏内の全戸配布など、またあわせて希望者への配布、こういうことを取り組むべきと考えますが、町長の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ヨウ素剤の配布等の件でございますけども、現在、本町にもUPZの30キロ圏内の住民の方に配布ができる可能なヨウ素剤というのは確保してあります。また、これに加えて、観光等に訪れておられる方に対する配布という部分も予備的な形で確保をしているところでございまして、現在は京丹波町病院のほうに保管をされている状況にございます。

現在も、他の市町等におきましては、ヨウ素剤の配布という部分も明確にされているところでございますので、本町におきましても一定、保管場所のよりUPZ圏内への移設でありますとかそういったもの、また、事前の配布という部分につきましても、十分、調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、ヨウ素剤の確保の問題とその配布の問題の答弁をいただいたわけ

でございますけども、私どもへも30キロ圏外の町民の方からもヨウ素剤の希望者への配布をしてほしいと、そういう声も届いております。亀岡、篠山でも30キロ圏外ですけども、ヨウ素剤の配布やとか希望者への配布をやっておるわけでございます。京丹波町においても、当然、そういう取り組みをすべきやないかと。30キロ圏といたしましても、風の吹き方とかそういうことによって福島のそういう実態からも広がっていくということは明らかですので、そういう取り組みもすべきじゃないかと思うんですけども、30キロ圏外、京丹波町の住民の方のヨウ素剤の要望に応えるという考えはあるのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 30キロ圏外のヨウ素剤の配布につきましては、現在のところ考えてはおりませんが、京都府内の関係します市町の状況とか総合的に考えまして、必要な場合につきましてはそういった措置もとるべきやというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ぜひ、京丹波町は50キロ圏内に全て入るわけでございますので、やっぱり京丹波町に在住する皆さんを対象にして、希望者には配布をするという立場をしっかりと持つべきだという点も強く申し上げておきたいと思っておりますし、やはり篠山市や亀岡市のことが報道されますと、一層、町民の方は不安を持っておられますので、しっかりそれに答えていくという責任があるというように思いますので、強く申し上げておきたいと思っております。

原発は、ご承知のように他の技術にはない異質の危険を持つてるといわれます。一昨年、5月、福井地裁が関西電力大飯原発3、4号機の運転差し止めを下しました。判決は、原子力発電においては、一旦、発生した事故は時の経過に従って拡大していくという性質を持っていること。このことは、他の技術とは異なる原子力発電に内在する本質的な危険であると述べ、異質の危険を示しました。ひとたび重大事故を起こし放射能が外部に流出する事態になると、人類はそれを制御する手段はなく被害は空間的にも時間的にも社会的にもとめどなく広がる。だから人類と原発は共存できない。これは福島の現実が示していると思います。この現実を目を向けずに再稼働を進めることは許されないと思います。このことを強く申し上げておきたいと思っておりますし、そういう立場でぜひ取り組んでいただきたいということも強く申し上げておきたいと思っております。

第3点目は、町長の施政方針についてお尋ねをいたします。

1つ目に、活力あるまちづくりについてお伺いをいたします。有害鳥獣対策については、一昨日も質問があったわけでございますけども、引き続き、重要課題に位置づけて町としては取り組むことにしておるわけでございますが、次の点について伺っておきたいと思っております。

特に、獣害被害対策というのはできるだけ早く対策を講じるということが特に必要だということを感じておるわけでございますが、金網フェンスだとかワイヤーメッシュなどの設置作業というのは、高齢化の中、集落や地域で行う直営方式は出役などの大きな負担になっております。こうしたことを踏まえまして、昨年3月の議会で、設置作業も補助対象にして地元負担の軽減をすべきだということを求めました。

その答弁で町長は、「施工費は今後、検討していく。」という答弁でありましたが、軽減対策はどう検討されたのか、まず伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一昨日ですか、山内委員さんの質問でお答えしたとおり、補助率については現状の6割で継続するという事です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 補助率6割というのは、資材費のことだと思うんですね、今、対象にしてるのは。

私が昨年、お尋ねしたのは、いわゆる施工する作業の分、それについてもやっぱり負担軽減の意味から補助を考えるべきじゃないかということをして昨年、申し上げたんです。そのことは、今後、検討していくということでもございました。この施工に対する費用の問題なんです。この点については、検討をされてるのかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、お答えしたとおりですし、検討しているということです。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 資材費については、現在の6割を上げることはないということでもございましたけども、工事費といいますかそういうものについては、やっぱり1年も経っているわけですから、現実を踏まえてしっかり検討すべきだということも改めて強く申し上げておきたいというように思います。

もう一つ、あわせてお尋ねしておきたいのは、TPPというのが今、国会で法案として提出をされたわけでございますが、国会での批准といいますか、またアメリカなどの動向で流動的な面もありますが、このTPPが締結をされますと米の価格というのは30キロ3,000円というように言われております。京丹波町のような水稻栽培中心の中山間地域でこういう3,000円ということになればどうなっていくのかということは明らかです。水稻栽培ができなければ荒廃地が広がるということは明らかですし、それとあわせて獣害の被害が一層深刻になるんじゃないかと。こうした事態を食い止めていくためにも、獣害対策は緊急

の課題であるというように思うわけであります。そういう面から、この獣害防止策の負担割合を今、地元4割としているのをせめて2割に軽減するなどして、必要な対策を講じるべきじゃないかと。やっぱり一定、町内全体を見渡しても、その防護柵が広がってきておりますけども、まだまだ不十分の点もあるわけでございますし、これまでの電気柵だけではもう防ぎ切れないと。やはり金網フェンスとか、ワイヤーメッシュで防ぐという方法が必要になってきております。そういう面では、昨日もちょっと出ておりましたけども、この負担割合について、例えば、福知山市、京丹後市なんかでは、資材費については負担ゼロです。地元で施工するというようなこともとられておるわけですね。

町長は、この獣害対策を最重要課題というように掲げておられるわけですから、やっぱりそういう意味からしても負担軽減をして、一気に町内に防護柵をしっかりと設置していくということが必要だと思うんですけども、ちょっと改めてこの負担割合を検討、軽減していく考えがないのかどうか、そういう余地が全くないということなのか、いや、一定考えんなんというように思っておられるのか、あわせて伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現状の6割で継続するという事です、まず原則は。

全く、今後のことについて変更しないんかとかいうことをお尋ねですけど、そんなことはあり得ないと思えます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 当初予算も出されておりますので、現時点ではそういう立場だということだと思えますけども、やはり負担を軽減して、やっぱりそういう防護柵を進めていくということが今、本当に求められているというふうに思うんです。

私どもも、私とこの集落でも、金網フェンスというのを取り組んでおるわけでございますけども、やはり非常に費用負担も含めて大きな負担になっておるわけございまして、福知山市とか京丹後市なんかの状況を聞いておりますと、縦横2メートルのワイヤーメッシュというものを使って獣害の防止柵に取り組んでおられます。2メートルごとのパイプを打ち込み、それにワイヤーメッシュを取りつける方法なんですけども、これは3人おればできる作業だということで非常に取り組みやすいということになっており、京丹後市、福知山市なんかではこれが主流になっているというように聞いておりますし、また費用についても金網フェンスに比べてワイヤーメッシュのほうが安価であるということございまして。やはり京丹後市やお隣の福知山市なんかでも聞いておりますと、それぞれの営農組合なんか中心になって取り組んでおるというように聞くわけございまして。やはりそういう点を考えますと、

資材の問題についても、再検討してやっていくべきではないかと。金網フェンスはどうしても山すそとかそういうところが多いわけでございますけども、このワイヤーメッシュはほ場の団地ごとに囲むというような方法もできておりますし、いざというときにはこの2メートルのワイヤーメッシュを両方留めておるものを外せば、そこから出入りができるということにもなるわけございまして、非常にいざというときにも扱いやすいというように思うわけでございます。そういう面では、負担軽減を図って、この京丹波町でも2年、3年の間に一定の防護柵を全町的にしっかり設置していくと、こういうように私は考えるべきじゃないかと思うんですけども、ちょっとその辺のこの防護柵に対する考え方について、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） きばって言うてくれとってやけどね、そりゃあ福知山とか京丹後市がね、ひょっとしたら新しいところをするのにね、新しい方法を取り入れてはるという可能性もあると思うんですね。うちはもう大体、全部、一旦、しとるわけですわ。そういう中で、傷むようなところを資材の6割を供給して、何か負担、負担っていう見方もありますけど、みんな出て共同作業するということは非常に尊いことでもあるわけですよ。そんなんを全部、否定して福知山式、京丹後式ってこう言われてもね、なかなかそれに「わかりました」っていうわけにはいかんというんか。そういうことを言うてんですね。

新しくするんなら、そりゃそういう新しい方式やさかいあり得ると思います、そういうことも。せやけど、京丹波町はほとんどもう山すそ、全部やって、それ以外にもやってる中で、さらに6割助成して、傷んだところがあったらとか、あるいは電柵やったら下にメッシュするとかいうことについて、補強的に考えてるわけですから。

さっきも言うたように、これからも6割をずっと堅持して、後のことを考えへんのかという質問に対しては、「そんなことはあり得へん。」と、言うて答弁させてもらったので、その辺はぜひ理解を、皆さんにしてほしいなという思いです。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 町長の見解は、言うたら一旦電柵などをしたところに、また柵をするんだとこういう見解だと思っておりますけども、補助を二重に出してるとこういう意味やと思うんですけども、新規のところも当然あるわけなんですね。そういうとこを、ほんならどうするかということにもなると思っておりますけども、そういう面で言いますと、やはり全地域の一旦希望というんですか、計画をしっかりとつかんで、そして、そのところが新規なのか、いわゆ

る補強的にやられるのかということもしっかり把握をして、そしてどういうように取り組みかということ、私は考えるべきだと思いますし、その計画をやはり私はこのT P Pが実際に施行されて、農家のいわゆる収入が大きく減るというまでに、やっぱりそういうものもしっかりつくっておかなければ、ほんとに認定農業者の方に聞いておっても、獣害でもう作れないと、作ってほしいと言われても預かれないというそういう声も出ておるわけですから、そういう必要なところには、やっぱりしっかり防護柵をしていくということが必要だというふうに、私は思うわけですね。

何も耕作しないような山田まで全部せいとこういうことではなしに、必要なところにやっぱり設置していくというそういう立場で、私は取り組むべきだということを強く申し上げておきたいと思いますし、ちょっとその辺は補助を出して、電気柵だったところに今度は金網フェンスというそういう地域と、全く新規ということもございますし、今は山からだけではなしに、川が通路になって、川から上がってくるというそういうことも実際に起こってきておりますので、そうすると川の淵にも柵をせんなんと、こういう実態ということも当然わかっておられると思いますけども、そういうところは今度は新規ということになりますので、そういうところへ、ほんならどうするのということもありますので、総合的に考えんなんいうことは当然でありますけども、やはりそういうものをしっかり考えていくということと、共同作業ということをおっしゃったけども、高齢化になってもやはり出ておられるわけですので、資材費は6割補助、それぞれの人夫はそれぞれ出役をしておるというそういうことなんでしょうね。

京丹後市や福知山でも、資材費は出るけども人夫といいますか、出役はみんなされておるといこういうことでございますので、その辺はしっかり申し上げておきたいと思います。

第2点目は、イノシシのウリ坊、子どものことでございますけども、奨励金の辞退を猟友会から受けていた問題で、駆除したイノシシのウリ坊についても、埋設処分は町が認定している駆除員が行っているわけでありまして、また、奨励金の支払いでシカについても提出された写真で判定をしておりますが、報奨金の対象から除外されても、埋設する責任が駆除員にはあります。処理費の支払いは、当然すべきだというように前回は聞いたわけですが、改めて町長の見解、伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 有害鳥獣捕獲事業につきましては、捕獲から処分まで一連の行為としてとらまえておまして、これらを全て行うことによって、初めて報奨金を支払う対象になると考えております。

捕獲鳥獣を報奨金の支払いの対象にするためには、指定いたしました撮影方法による写真の提出が不可欠であり、これまでどおり一連の報奨金として支払いを行ってまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 有害駆除について、最終的に町に責任があるということを町長は認められておるわけでございます。委託契約書を見ますと、第2条では乙、猟友会は、前条に定める委託金をもってその期間中、甲、京丹波町長の依頼に基づき委託事業を履行しなければならないと、委託事業の履行等というところで定めております。この委託契約書には、京丹波町長の依頼に基づき事業を行い、委託料の人がわかる領収書を決算書等を提出しなければならないとこういうようにしておりまして、奨励金やとか処理費を払うことが前提になっているわけです。あくまで、町長の依頼に基づき委託事業として猟友会が実施しているわけですから、町が主体性をもって有害の鳥獣捕獲事業を行っていく責任があることは明らかです。

京都府に捕獲駆除頭数として報告していることから、処理費の支払いができないとすれば、駆除した確認はどうするということになるのか、そういう曖昧なことでもいいと考えておられるのか、伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 先ほど町長のほうから答弁がございましたように、一連のものとして報奨金のほうは取り扱いをさせていただくということでございます。

また、委託契約のほうにつきましても、猟友会のほうから捕獲員の方を推薦をいただいて、うちのほうがそれぞれに許可証を渡しておるといようなことになっておるところでございます。

また、捕獲いただいたもので、報奨金の対象外のものがございますけれども、そういったものについても一定京都府に捕獲頭数ですけども、それについて報告する義務がございますので、一定捕獲をされたもので、写真の不備等あるものについても獲れておるといことで、日報の提出等もいただいておるところでございます。そういったもので京都府のほうに報告をさせていただいておるといことでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） やはり、猟友会との関係もあるということでございますけども、駆除して埋設してるわけですから、当然処理費というのは支払うというやっぱりそういう立場に

立つと。あくまでも、町が猟友会に委託をしてその責任は町にあるわけでございますから、町の主体性を持った対応が必要やということを強く申し上げておきたいと思えます。

もう1点は、駆除した有害鳥獣については、財産区などの協力で埋設場所の確保もできつつありますが、抜本的な解決にはなっておりません。焼却などの処分場を近隣町と協議をしていると聞きますが、どの程度進んでいるのかということと、一時保管をする保冷库など確保すべきと考えますが、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 広域的な処分場については、調査、研究が必要だと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） やっぱり広域な取り組みを早く進めるということを強く要求しておきたいと思えます。

次、担い手対策について伺っておきたいと思うんですけども、中山間地域である本町の担い手というのは、やはり家族農業も含めた取り組みが必要だと、この地域を維持していくのも必要というように思うんです。京丹波町で担い手となる集落営農組織やとか、新規就農者、認定農業者への農業機械などとか施設整備の支援を強化しているわけでございますけども、やはり小規模で、地域の中で一生懸命頑張っている農家、少量でも道の駅などに農産物を出荷しているこの農家、産直に取り組んでいる農家、こういう家族農業含めて、地域農業の担い手と位置づけて、道の駅などの農産物を出荷しておれば販売部会とか、産直グループなど導入する農業機械とか、施設整備の支援を行うべきではないかと思うわけですが、見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 道の駅や直売所、あるいは生産者グループに対しましても、補助事業の補助基準を満たす場合、農業機械導入や施設整備への支援を実施しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 町内産の木材利用の促進事業について伺っておきたいと思えます。

京丹波町も、木育ということで暮らしの促進に取り組むということにしているわけでございますけれども、この町内産木材としての認定というのは、どこがするのかお尋ねしておきたいと思えますし、また、町内産木材として伐採場所とか、搬出とかそういう確認はどこが行うのか。それから、一定期間やっぱり乾燥させる必要があると思うんですけども、そうい

うものは必要ないのかどうか。あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町産木材利用促進事業補助金制度における町内産木材の確認は、提出書類により町が行っております。乾燥させるというような話はもう必要な・・・。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） この補助金要綱、木材利用促進事業補助金要綱やと思うんですけども、これ見ますと対象となつるのは倉庫、バス待合所、ベンチ、看板ということで、書類さえ出せばいいということで、材木がどこで採れて、どういようにどこから調達したということは何も必要ないというふうになるんですけども、その辺はどうなのか。やっぱり当然そういうものが必要ではないのか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 添付の証明書に記載された山林所有者、あるいは伐採場所等により、町が確認しております。搬出方法は確認しておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 最近の例として、府立丹波自然運動公園の京都トレーニングセンターで使用された木材が、町内産ということ町長もよく言われるわけがございますけれども、これどういう形で町内産というような確認された方法について、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府のスポーツ施設整備課、京丹波森林組合及び京都府森林組合連合会で伝票等により、それぞれ確認されております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） それは、京丹波町というよりも森林組合とか、木材センターの確認とこういことで、どこから伐採されたということもその木材センターが確認をされておるのかどうか、あわせて伺っておきたいのと、もう一つは、先ほども申し上げましたように、そういう木材として使う場合には、一定期間の乾燥が必要やと思うんですけども、そういうことは現代の科学の進んだところでございますので、機械乾燥とかそういうことをされておるのか、自然乾燥のものを使うということなのか、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府の施設ということで、京都府スポーツ施設整備課と京丹波森林

組合、これは、京丹波森林組合は京都府森林組合連合会から依頼を受けてると思います。そうした3者が担当してくれてるんですが、もう一回申し上げておきます。伝票等によりそれぞれ確認されているということ。

それと、木材の乾燥は、狂いとか、ソリなどを防ぎ、木材が持つ欠点を矯正するための工程です。そうしたことから、乾燥させて、品質を確保することが望ましいということで、実行されております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） もう1点は、この木材利用促進事業補助金要綱というのがございますが、交付対象を見ますと、ほとんど今現時点では限られたところでございます。町内産木材を利用促進するというためには、対象を拡大するということが必要だと思うんですけども、その点についての見解を伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） この補助事業は、町の公共施設のほかに、地域の共同利用施設などで多くの人々が木に触れ、あるいは木のよさを知ることができる機会をつくることにより、木材利用の促進、特に町内産の利用拡大につなげることを目的としておりますので、この制度において、補助金の交付対象を拡大するという考えはないということです。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 町長も、この木材利用というのを強く言われておるわけですので、そういう視点から言うと、いわゆる住宅やとか、それぞれ個人が使用されるものについて、一定使用されれば助成をすとかいうようなそういうことも取り組んでいくということも一つこの木材利用を広げていく大きなきっかけになるんじゃないかと思うんですけども、そういうような考え方はないのか、あくまでも出されておる倉庫、バス待合所、ベンチ、看板という範囲なのかどうか、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今は考えてないということです。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今ということは、将来は考えると、近い時期に考えるということなのか、伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今は考えてないということです。

○議長（野口久之君） これで、山田均君の一般質問を終わります。

次に、北尾潤君の発言を許可します。

北尾君。

○12番（北尾 潤君） それでは、議長のお許しを得ましたので平成28年第1回定例会、北尾潤の一般質問を始めます。通告書に従いまして、質問をしていきます。

本町においては、年々少子化が進み、地域社会の中で小中学校の存在意義が大きくなってきています。12月議会は終えましたが、教育長に就任されて、この3月議会は初めての予算編成となりました。

町教育行政は、町長部局と目的を共有しながら、社会の変化に対応しつつ、本町だからこそ可能な伸び伸びとした教育施策の推進が望まれます。

そこで、次の点について伺います。

教育長就任に当たり、小中学校・児童生徒の現状をどう理解し、それを踏まえた上で任期中にどのような方向で教育行政を推進するのか、所信を問います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 町長への施政方針に対する前に、教育長の所信を聞いていただくいう、大変恐縮しております。

まず、本町の子供たちの現状をどう認識しているかという点でありますけども、町内の園児、児童、生徒の置かれている現状としては、大変豊かな自然に恵まれ、また、地域社会のほんとに温かい見守り、そして各ご家庭の温かな愛情に育まれて、全体としては心身ともに健やかに成長する機会に恵まれていると、そんなふうにはまず全体としては認識しています。

ただ、個別的には、適切な支援を必要とする子ども達がいるということも併せて念頭に置いて教育行政を進めたいと、まずそのように考えております。

したがって、今後の教育行政の推進に当たっては、ご指摘のように町長部局と十分連携を図りながら、京丹波町教育振興基本計画に基づき、京丹波町のよさを十分に生かして、全ての園児、児童、生徒が知、徳、体バランスのとれた成長が図られるよう、家庭、地域、学校が一体となった教育行政を進めることに努力したいと考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 平成28年度をどのように位置づけ、具体的に来年度に行う予定の取り組みは何でしょうか。お願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 平成28年度は、京丹波町、そして京丹波町の教育にとって、昨年に引き続き重要な節目の年になると考えております。一つには、森の京都のターゲットイヤーであること、また京都トレーニングセンターが竣工する年であること。そしてまた、京丹波の教育の原点ともいべき京都府農牧学校が創立されて140年の記念すべき節目の年であること。さらに加えて、京都府教育委員会が、京都府立高等学校のあり方について、本格的な取り組みを始めるという点においても、非常に重要な年になると考えております。

こうした節目に当たることを念頭に置きまして、次の新たな取り組みを進めたいと考えています。まず、森の町京丹波にふさわしく、教育におきましても京丹波「森のまなび」推進事業を立ち上げ、町内の小学生が林業大学校などの支援を得て、森に関する京丹波ならではの学びをつくっていききたいと考えています。

あわせて、森林環境教育の先進地であります友好町、下川町との友好もあわせて進めていければと考えております。

また、京都トレーニングセンターが完成するというのを機でもありますので、京都トレーニングセンターを活用した体力・競技力向上事業に取り組みたいと考えております。さらには、須知高校と中学校との間で、ウィードと京都府農牧学校に関する中高連携研究事業を進め、須知高校と中学校との連携強化を図り、須知高校のよさを情報発信する機会にもしたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） ちょっと今メモってて、正式に正式名がメモられてないかもしれないですけど、山や森や木を学ぶのは本町だからできるすごくいいことだと思います。京丹波「森のまなび」推進事業、ウィードと京都府農牧学校に関する中高連携研究事業、これなんかは鳥獣被害や再生可能エネルギーとか、保水力から見る水害なんかで、本町でも大きな問題になっている部分なので、それを森がないと、山がないと、木がないとこういうふうになるんだというのが、小中学校の頃から勉強していくというのはすごくいいかなと。科学や経済の発展のもとに見過ごされてきた、軽視されてきた森の力、山の力を小中学校から学べるというのは物すごくいいことだと思います。

また、本町の森や山に対する思いが、小学校、中学校、高校と一貫して勉強することで、先ほどから、一昨日からもそうかな、須知高校の進学に対しての影響も大分あるんじゃないかなというふうに思います。小中高一貫みたいな感じで、この森が学べるというのはすごくいいかなと思います。

ちょっと次の質問をする前に言われてしまったんですけど、トレーニングセンターを本町の小中学校で使ってもらったらどうだろうというのを質問しようと思ったんですけど、教育長と気が合って、すごくうれしいです。質問します。

京都府立丹波自然運動公園に新設される京都府トレーニングセンターを利用して、小中学校の児童生徒の体力や競技力の向上を図るということなのですが、詳細をお願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 北尾議員と志、思いを一緒にしてるという、私も大変うれしく、心強く思っています。

京都トレーニングセンターの主たる目的は、中高生を中心としたジュニアアスリートの育成というところにそもそもの目的が置かれております。当然、それ以外にもさまざま幅広い利用があるとはもちろん考えてますが。

そういう視点に立てば、本町の教育委員会が直接所管するのは中学校ではありますが、特に中学生を対象にこのトレーニングセンターの継続的な使用を、本町の最も代表する競技でありますホッケーをまず中心に継続的に指導、支援を受けて取り組むことによって、どのような成果が期待できるのか、実証的な調査事業をモデル事業として進められたらよいのではないかと。そうすることによって、トレーニングセンターの有効性が広く情報発信できて、ほかの地域の中高生も使いたいというようなそういう事業につながればいいのではないかと考えています。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 僕、先ほど午前中に質問されてた坂本議員の言ってた和光市というところで小学校、過ごしました。中学・高校が東京で過ごしたんですけど、やっぱり校庭が狭いとか、周りに運動する場所がすごく少なくて、おばあちゃんちに、石川県と兵庫県なんですけど行って、すごく広いグラウンドを見てうらやましくて、夏休み、冬休み遊んでました。そんなことだったんで、小学生、中学生、高校生なんか思い切り体を動かせるそんな環境というのは、物すごくうらやましい、周りから見たら多分うらやましいのではないかな、京丹波町いいなと思う環境だと思います。

それで、スポーツ観戦が好きなので、野球、サッカー、ラグビーとか、ボクシング見たり、あと最近テニスもやってたので、何で15点、30点、40点で点数が入っていくんだろうとわからないまま、でも錦織君、応援しながら見てました。で、ちょっと違和感があったのが、なでしこジャパンが負けたときに、残念だなと思って見てたら、なでしこジャパンの選

手が「申しわけない、大変なことをした。」というふうにして泣いてたりしました。で、大分違和感があって、僕らなでしこジャパンの人に何もしてないのに何でこんなにこの人たち、申し訳ないと思うんだらうって、国を背負ってというのもあるのかもしれないですけど。

その中で、今度オリンピックが東京であるのに対して、例えば僕らが何か取り組めることがあるとしたら、そのとき、今の小学生、中学生、もしかしたら高校生がオリンピックへ行くまでの間、西日本最大のトレーニング施設のこの京都府トレーニングセンターを使ってもらって、思い切り才能を伸ばしてもらおうというのが、これからすごく、僕らにとっても後悔ないように取り組めるのではないかなというふうに思っていました。

先ほど、未来のアスリート、ジュニアアスリートという言葉があったので、小学校・中学校を中心にしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

本町に戻りますが、本町として、子どもにどんなことを教えていきたいか。どんなふうに育ててほしいかということから、教育長の答弁を聞いておりますと、子どもの教育と町の発展との間で、かなりよい相乗効果が望まれ、積極的な教育施策が進められるよう感じますので、大いに期待しております。

次の質問に行きます。

あと、1カ月ぐらいで、僕40歳になるんですけど、30歳のときにこの京丹波町に住み始めて、今年で10年になります。京丹波町と名前が変わってから、合併してから住んでいるので全く違和感がないんですけど、京都市の人に大分長く京都市に住んでいる人でも、京丹波町に住んでいるんだと言うと、どこっていう感じで言われます。多分、イメージの中で和知っていったらわかったり、瑞穂っていったらわかるんだけど、京丹波っていったらどの辺かわからなかったりするのやまがた屋さんのとこって言うと、ああ、海行くときいつも休憩してたわとか、自然公園と言うと、ああ、子ども遊びに連れて行ったわとか、そんなんでわかってもらえます。

でも、一番みんなわかるのが、丹波枝豆とか、黒豆、あと丹波マツタケ、あと丹波くりというああ、食べたことある、食べたことあるという感じで、食の京丹波というのが少し皆さんの頭の中にあるのかなと。でも、有名にもかかわらず、それらの特産品をつくっている方たち、経済的に潤っているかといったら、決してそうではありません。それどころか、マツタケ、くりなどは特に生産量が落ち込み、僕も人に説明するときに使っている食べ物がおいしい京丹波、食の京丹波というイメージに大きなマイナスを及ぼしてきてると考えます。

「丹精を込めてよいものをつくれれば、生産者が経済的にも潤う」仕組みづくりは、継続的な生産・後継者の育成において、非常に重要です。そのために、特産品の適正な価格を設定

し、品質を保ち、宣伝し、販路を開拓・拡大する取り組みが必要との観点から質問いたします。

町長の施政方針の中で、特にくりについての記述がありましたので、くりについて質問します。丹波くりの年間生産量は、全盛期から激減していると聞きますが、昨年の生産量及び全盛期における生産量はどのくらいだったのでしょうか。推移を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 丹波くりの生産量ですが、京都府内全体を見ますと、昭和53年の1,515トン peaks に年々減少しまして、近年は100から150トンで推移しております。平成26年の生産量は京都府全体で156トンでありました。

京丹波町では、昭和53年の291.3トン peaks に、平成21年には天候不順も重なり26.1トンにまで減少しているところです。それ以降、生産量を見ますと、少しずつではありますが増加傾向にあり、平成26年には44.7トンの生産があったところです。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾潤君） 全盛期に比べて10分の1ぐらいに減ってるんですけども、その生産量が減少した原因がわかったらお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 生産量減少の原因としましては、くりの樹の老朽化や生産者の高齢化、また、後継者不足や有害鳥獣被害等が挙げられますが、特に問題なのが、生産者の高齢化と後継者不足であります。

これらにより、くり園の管理ができなくなり、くりの樹の老朽化への対応や有害鳥獣被害への対策ができず、さらなる生産意欲の低下が要因と考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾潤君） 施政方針の中に、丹波くり振興事業の推進を図り、生産者の確保・育成と生産拡大に取り組むとありますが、具体的にどんなことをされるのでしょうか。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 丹波くりの生産につきましては、大半を個々の生産者が担っている状況を踏まえまして、平成27年度に補助金交付要綱を見直しさせていただきました。生産者で組織する団体だけではなく、個々の生産者も対象として、くり園の新植でありましたり、また、改植に要する整地や有害鳥獣防護柵の設置、また、排水対策等に係る経費の合

計金額が30万円以上であるものを助成の対象とさせていただいたところでございます。

また、昨日ですけれども、町内生産者や京都府、JAで構成する京丹波町「丹波くり」生産振興協議会で、課題や対策等を協議し、生産拡大につなげてまいりたいというように考えております。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 施政方針にもう一つ、売れる米づくりを進めるとありますが、具体的にどのような取り組みですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 消費者の安心・安全や食味への志向が高まる中で、地域の環境や資源を生かし、種子更新による品質の確保と、「特A」評価の獲得を目指した良食味米生産への取り組みを進め、従来から実施してきました栽培履歴の記帳・減農薬・減化学肥料による売れる米づくりを進めていきます。

また、恵まれた地域の自然環境の中で、化学肥料・農薬を軽減した特別栽培米の生産拡大を目指していきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） くりに関しては、有害鳥獣被害で防護柵だったり、あと排水のところに補助金が出ると思うんですけど、そんな感じで物理的な部分では補助を考えていただいと。で、米なんかは、僕は一般質問でブランド化をしてはどうだろうということで、それに近い取り組みが行われつつあるということです。

この一業種というか、米やくりに対してのみの補助を欲しいという感じの質問では、これ実はなくて、その辺を町行政とちょっと目的を共有したいなと思うんですけど、最近、商工会で意見交換会があったときに、議題には上がらなかったんですけど、企業誘致の促進についてありました。僕は直接町民の方からも、早くしろと、企業誘致なんでしないんだという感じで言われることが多くて、町民全体が1人も反対することない施策なんじゃないかなというふうになってるんですけど、なかなか難しい部分があります。

以前、一般質問の中で、例えば福知山には長田野工業団地の中に高速が通っていて、物流からしたらすごくいい立地条件だったり、亀岡の並河のところにある工業団地にはJRの、もちろん複線の駅があって、出通勤のときにすごい人数の人たちがぞろぞろと工場に向かったり、工場から出てきたりします。京丹波は、なかなかそこが人も集まりづらい環境で、物流も高速道路、まあ新しくできたので、その辺は少し解消するかなと思うんですけど、工業

団地の中に入入り口がある長田野に比べたら、ちょっとやっぱり劣っているのかなというふうに思いました。

これに関して、町長にそのときに、京丹波は何が売りで工場を誘致するんですかと聞いたときに、町長は、食の京丹波ということで工場を誘致したい。京丹波でおいしい水で、安心して食べ物がつくれる、そういう食の京丹波ということで、食品工場を誘致したいというふうに答弁されました。そのためには、絶対に京丹波ブランド、食の京丹波というイメージというのはすごく必要不可欠だと思います。

それで、質問です。

本町のすばらしい特産品づくりを助ける制度の整備と並行して、本町の特産品を日本全国や世界中に周知・広報し、販路を開拓・拡大する、職員の配置が他業務との兼ね合いで難しいなら、外からでも人員やチームを行政内に設置することを検討すべきではないでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 結論は、検討していきたいと考えております。

答弁をします。

本町の特産品は、京都丹波ブランドとして黒大豆、あるいは小豆・丹波くりなど古くから全国的にも需要が高く、近年の和食のユネスコ無形文化遺産登録を背景に、一層の需要の高まりを見せております。

そうした中、本町においては、より一層のブランド製品の生産振興と町内の道の駅や観光協会と情報を共有し、町内外への情報発信をしていくことが必要であります。また、より効果的に行うためには、庁内の関係課による連携も重要となりますので、こういうことについて、全般検討していくということになります。

食べ物なんかは平気でブランド化いうて言ってるんですけど、松本教育長が言うてはることなんで公にはできませんけど、京丹波町の教育の何とかいう4文字でそういうことを目指してると言うてはるんですが。私の認識では、ブランドというのは、やっぱりうらやましく思われるということが一つあります。あるいは、敬意が示される。よいものつくってやなど、あるいはそのことによって感謝される。あるいは信頼・信用とかいうことではないかと思ってます。

何にしましても、もともとは人にまねできない、これは京丹波町のものですよと刻印をきちっと押すという意味ですからね。そういう面では、非常に今日京丹波食品ブランドというのは、確立難しいと思うんですね。

そやけれど、今北尾議員がおっしゃったようなことを一つ一つ、みんなが考えて実行して

いったら、京丹波ブランド、もう一回再興というか再建できるというふうに、私自身も思っていますので、またいろいろご指導いただいたらうれしく思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 検討をしていただいているということで、どんどん進めていただきたいと思います。

町長がおっしゃられたように、ブランドというのは満足されないという意味がないというふうに思います。満足されるものが適正な価格、だから高いというふうに周りから思われても、消費者が満足したらそれで十分成り立っているんだろかなど。で、やっぱり値段高く売らないと、高く売らないというのはちょっと変なんですけど、安く売ってたら、つくる人もなかなか営農意欲につながらなかつたりするんじゃないかなど。やっぱり、京丹波ブランドいいものだから、この値段で買って十分満足だというのをつくってもらいたいな。

それが、例えば僕のイメージの1つなんで、全部がそれというわけではないですけど、昼間汗かいて、どろどろになりながら働いた人が、終わった後シャワー浴びて、例えばポルシェでぶーんと京都市に遊びに行くと。京都市内の人、「誰だ、あれは」ってなったときに、あれ、京丹波でくりつくってる人らしいぞと。で、あっ、くりってもうかるのかなっていうのが広まっていったらすごくいいなって。そしたら、後継者不足なんて絶対ならず、あっ、あんな車乗りたいなとか、格好いいな、ああいう生活したいなというふうに、汗水垂らして、頭知恵振り絞って働いたらこんな生活ができるんだ。京丹波でくりつくろう、黒豆つくろうというふうになっていくのも、一つイメージしてますので、そうなったらいいなというふうに思います。

丹波くりを初めとする本町の食材が、日本国、町外、日本全国どころか世界に誇る特産品にすることに、本町が本気で取り組むよう切望いたしまして、平成28年第1回定例会北尾潤の一般質問を終わりにいたします。

○議長（野口久之君） これで、北尾潤君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次の本会議は、11日の午後1時30分に再開しますので定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時28分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 山田均

〃 署名議員 山内武夫